

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年 1月15日
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8番 2号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【電話番号】	03 - 3212 - 8421
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	東京海上セレクション・外国株式インデックス
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	上限 1兆円
【縦覧に供する場所】	該当なし

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

東京海上セレクション・外国株式インデックス  
(以下「当ファンド」ということがあります。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

委託会社のお問い合わせ先（以下「委託会社サービスデスク」といいます。）

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）

### (5)【申込手数料】

申込時の手数料はありません。

### (6)【申込単位】

1円以上1円単位となります。

上記にかかわらず、自動けいぞく（累積）投資に基づく収益分配金の再投資に際しては、1口の整数倍をもって取得できます。

### (7)【申込期間】

2021年1月16日から2021年7月15日まで

上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、お申込み日がニューヨーク証券取引所、英国証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日に該当する日には、お申込みの受付を行いません。

申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

### (8)【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱いを行わない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

**(9)【払込期日】**

取得申込者は、申込金（発行価格に取得申込口数を乗じて得た申込時の支払総額をいいます。）を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

**(10)【払込取扱場所】**

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

**(11)【振替機関に関する事項】**

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

**(12)【その他】**

申込の方法

- a. 受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中の毎営業日に受け付けます。ただし、お申込み日がニューヨーク証券取引所、英国証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日に該当する日には、お申込みの受付を行いません。
- b. 取得申込者は、申込金額相当額の申込金を販売会社に支払うものとします。ただし、当ファンドは上記「(9)払込期日」にしたがい受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はその時点から当ファンドの当該設定にかかる受益者となります。申込金には利息を付けません。
- c. 取得申込の受付は、原則として午後3時までの受付分を当日分とし、この受付時間を過ぎてからの申込分は翌営業日の受付分とします。
- d. 上記にかかわらず、取引所（ ）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。  
（ ）金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます（以下、本書において同じ。）。
- e. 取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込を行うものとします。（ただし、既に取引口座をお持ちの場合を除きます。）
- f. 当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金を再投資する自動けいぞく（累積）投資専用ファンドです。このため申込の際、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく（累積）投資に関する契約を締結する必要があります。

上記の契約について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約等が用いられることがあります。この場合、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

日本以外の地域における発行

該当ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

M S C I コクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成を目標とし、主として同じ目標で運用を行う「TMA外国株式インデックスマザーファンド受益証券」（以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。）に投資します。

「M S C I コクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）」とは、M S C I 社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はM S C I 社に帰属します。また、M S C I 社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。M S C I 社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。M S C I 社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

「TMA」とは委託会社である「東京海上アセットマネジメント株式会社（TOKIO MARINE ASSET MANAGEMENT CO.,LTD.）」の略称です。

基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ( )	
		資産複合	

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を除く) 日本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ( )	TOPIX
不動産投信	その他 ( )	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ファン ズ	なし	その他 (MSCIコクサ イ指数(円ヘッジ なし・円ペー ス))
その他資産 (投資信託証券(株 式(一般)))					
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型					

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

## 商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象 地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象 資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

#### 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
	決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
年2回		目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	

	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。

特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

#### 信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより1兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。



## ファンドの特色

**1** 主に外国の株式に投資します。

- 主に外国の株式を主要投資対象として運用する「TMA外国株式インデックスマザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)に投資します。原則として、為替ヘッジは行いません。
- ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。原則として、マザーファンドの組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境等によっては弾力的に運用することがあります。

**2** M S C I コクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)に連動する投資成果の達成を目標とします。

- M S C I コクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとします。

※M S C I 社が公表する指数(米ドルベース)の前日値を、委託会社が当日の対顧客電信売買相場の仲値(T T M)で円換算したものを使用します。なお、指数(米ドルベース)は税引前配当込みです。

**3** お申込み時の手数料はありません。

<マザーファンドが対象とする指数について>

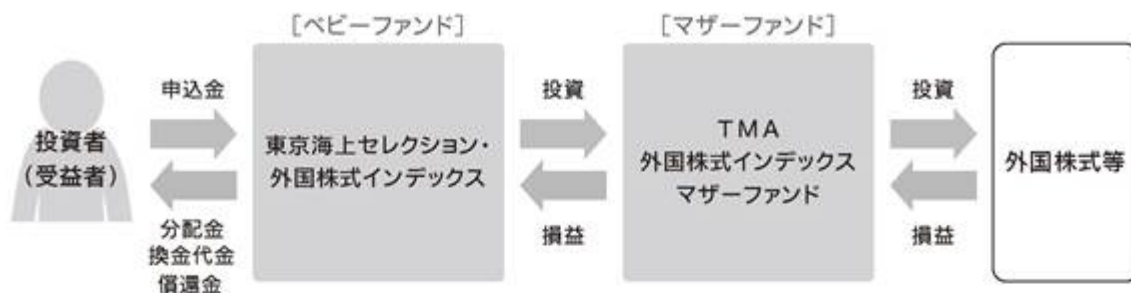
\*M S C I コクサイ指数とは、M S C I 社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はM S C I 社に帰属します。また、M S C I 社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。M S C I 社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。M S C I 社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの仕組み

- ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

## 主な投資制限

株 式	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

## 分配方針

◎年1回決算を行います。

- 4月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

### 《イメージ図》

決算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配				👛								

①上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

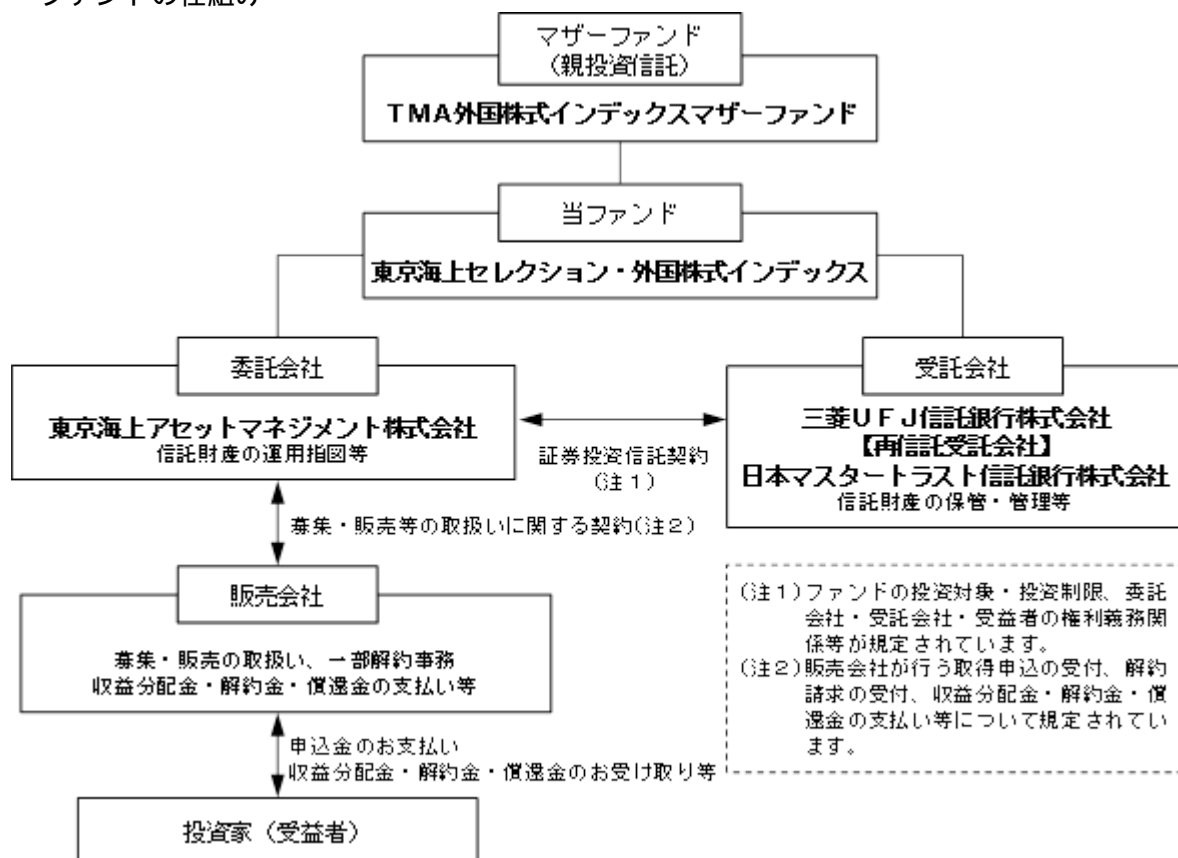
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

2010年4月28日 ファンドの設定、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



## 委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円（2020年10月末日現在）
- ・会社の沿革
  - 1985年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
  - 1987年2月 投資顧問業者として登録
  - 同年6月 投資一任業務認可取得
  - 1991年4月 国内および海外年金の運用受託を開始
  - 1998年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
  - 2007年9月 金融商品取引業者として登録
  - 2014年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更
  - 2016年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併
- ・大株主の状況（2020年10月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 1．基本方針

M S C Iコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成を目標とし、主として同じ目標で運用を行う「T M A外国株式インデックスマザーファンド受益証券」に投資します。

#### 2．運用方法

##### (1) 主要投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか外国の株式等に直接投資することがあります。

##### (2) 投資態度

主として、外国の株式を主要投資対象とし、M S C Iコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行うマザーファンド受益証券に投資します。

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

実質組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。

信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、組入有価証券の時価総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額（マザーファンドにおいて行う同種の取引のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産（マザーファンドにおいて行う外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）および外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

### <参考情報>マザーファンドの投資方針、主な投資対象と投資制限（要約）

#### T M A外国株式インデックスマザーファンド

##### 1．基本方針

M S C Iコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成を目標とします。

##### 2．運用方法

###### (1) 主要投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

###### (2) 投資態度

主として外国の株式に投資し、M S C Iコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。

組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払にかかわる為替予約取引等を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、株式の組入総額ならびに株価指数先物取引や外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

##### 3．運用制限

(1) 株式への投資割合には、制限を設けません。

(2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(7) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(8) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

運用にあたっては、リスクモデルを使用し、最適化法を用いてM S C Iコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動するようポートフォリオを構築します。

### (2)【投資対象】

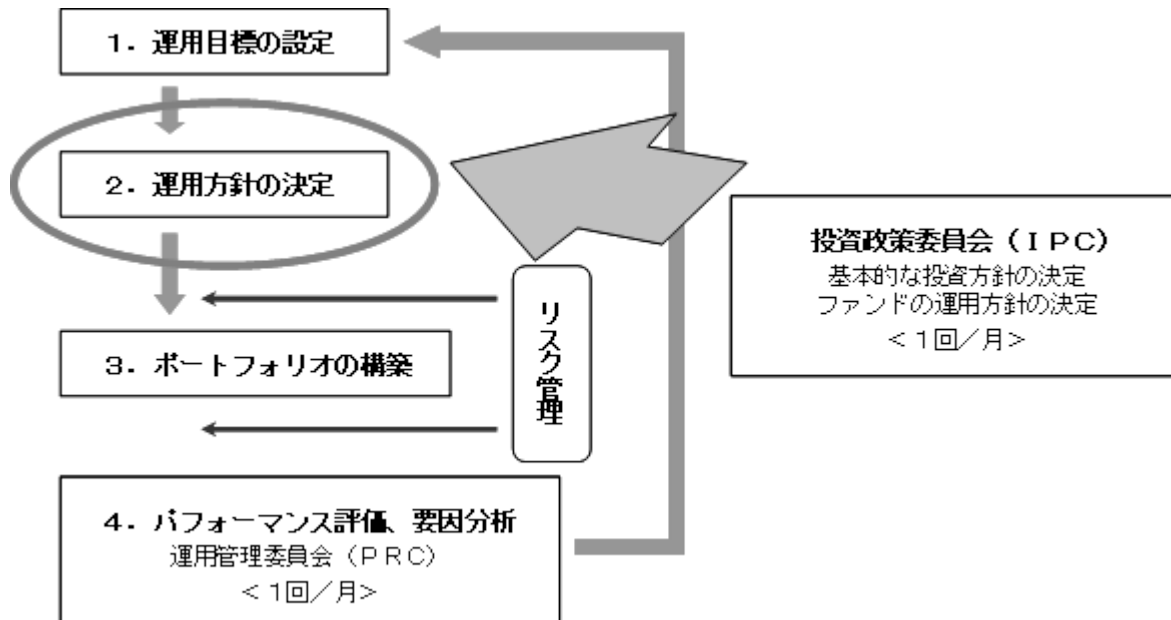
1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - (1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）
    - 有価証券
    - デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
    - 金銭債権（ に掲げるものに該当するものを除きます。）
    - 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
  - (2) 次に掲げる特定資産以外の資産  
為替手形
2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「TMA外国株式インデックスマザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
  - (1) 株券または新株引受権証券
  - (2) 国債証券
  - (3) 地方債証券
  - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - (5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
  - (6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  - (10) コマーシャル・ペーパー
  - (11) 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
  - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
  - (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  - (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
  - (17) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証券
  - (19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - (20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  - (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - (22) 外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するものなお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  - (1) 預金
  - (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - (3) コール・ローン

- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの

4. 上記2.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。

運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（5～10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2020年10月末日現在）

### (4) 【分配方針】

年1回（原則として4月15日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

( ) 諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(消費税等相当額を含みます。)、信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

分配金は、自動けいぞく(累積)投資に関する契約に基づき、自動的に無手数料で再投資されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5)【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限(約款別紙「運用の基本方針」)

- a. 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- b. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。  
信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(以下同じ)
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れている株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- h. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。  
投資する株式等の範囲(約款第19条)
  - a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。  
信用取引(約款第21条)
    - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
    - b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
    - c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。  
先物取引等(約款第22条)
      - a. 委託会社は、日本国内の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うこと

の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

- b. 委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引(約款第23条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引(約款第24条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

#### デリバティブ取引等に係る投資制限(約款第24条の2)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### 有価証券の貸付(約款第25条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。

#### 有価証券の空売(約款第26条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

#### 有価証券の借入(約款第27条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。



- d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。  
特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第28条）  
外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。  
外国為替予約取引（約款第29条）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a. の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 信用リスク集中回避のための投資制限（約款第29条の2）  
一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 資金の借入（約款第35条）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

### 3【投資リスク】

#### 1. 投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

##### (1) 価格変動リスク

当ファンドは、主に株式など値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

##### 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。

組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

##### 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

##### カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

##### 流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

##### (2) M S C I コクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）との乖離リスク

当ファンドの投資成果はM S C I コクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。

- ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること
- ・ファンドが構築するポートフォリオと、M S C I コクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）の構成国、構成銘柄およびその構成比等が一致するとは限らないこと
- ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- ・信託報酬等の管理報酬を負担すること

##### (3) デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

## 2. その他の留意事項

### (1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドは、主に外国株式を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた株式の値動きやそれらの株式の発行者の信用状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

### (2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

### (3) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（申込代金の預り等を含みます。）について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

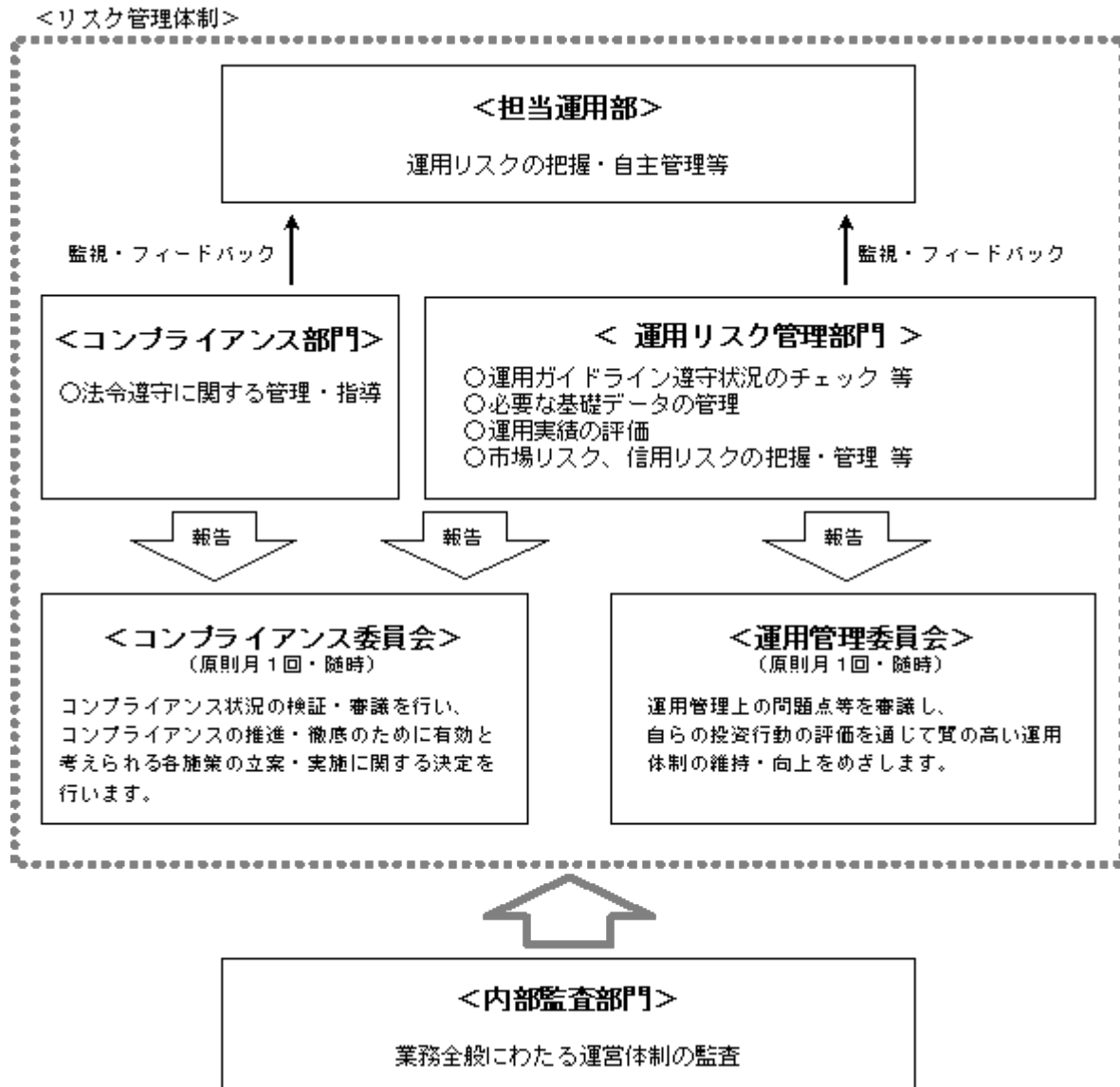
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

### 3. 管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。



## 参考情報

2015年11月～2020年10月

ファンドの年間騰落率および  
分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

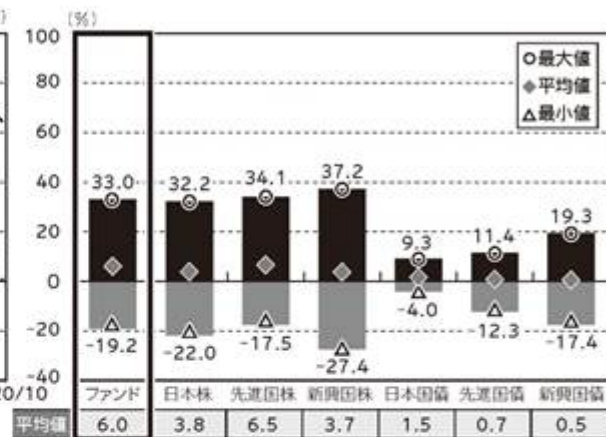


※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものととして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの  
騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。



※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものととして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 代表的な資産クラスと指数名

日本株	TOPIX (東証株価指数) (配当込み)
先進国株	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
日本国債	NOMURA-BPI (国債)
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

## 指数について

●TOPIXは東京証券取引所が発表している東京市場第一部位銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指数値および情報は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの指標の変更、使用の停止を行う場合があります。 ●MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●NOMURA-BPI (国債)は、野村證券が公表する日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI (国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券に帰属します。 ●FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCより運営され、日本を除く世界主要国の国債の届出収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としてあり、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産権その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 ●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込時の手数料はありません。

### (2)【換金（解約）手数料】

換金時（解約時）の手数料はありません。

### (3)【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率0.22%（税抜0.2%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分（税抜）については以下の通りとします。

委託会社 <sup>*1</sup>	販売会社 <sup>*2</sup>	受託会社 <sup>*3</sup>
年率0.09%	年率0.09%	年率0.02%

\*1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

\*2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

\*3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

< 保険会社等の特別勘定による購入の場合 >

委託会社 <sup>*1</sup>	販売会社 <sup>*2</sup>	受託会社 <sup>*3</sup>
年率0.15%	年率0.03%	年率0.02%

\*1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成、特別勘定向け情報提供等の対価

\*2 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

\*3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

### (4)【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.0055%（税抜0.005%）を乗じて得た金額（ただし、年66万円（税抜60万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

## (5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

### < 個人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（ 2 ）は課税されません。

2037年12月31日までの間、復興特別所得税（所得税15%×2.1%）が付加されます。

解約時および償還時の差益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した差額）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り、）ならびに解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等（特定公社債および公募公社債投信を含みます。）の利子所得および配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）ならびに譲渡所得等との間で損益通算を行うことができます。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」および非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度「つみたてNISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託や上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得等が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

### < 法人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（ 1 ）超過額については15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（ 2 ）は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

### < 確定拠出年金に対する課税 >

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の「各受益者の個別元本」（ 2 ）超過額に対する所得税、復興特別所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

（ 1 ）「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（ 2 ）「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

\* 上記は、2020年11月現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

## 5【運用状況】

以下は2020年10月30日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1)【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	21,822,199,453	100.00
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		2,080,836	0.00
合計（純資産総額）		21,820,118,617	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

### TMA外国株式インデックスマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	16,935,879,645	68.60
	カナダ	843,511,176	3.41
	ドイツ	722,206,148	2.92
	イタリア	133,327,054	0.54
	フランス	773,119,536	3.13
	オーストラリア	510,667,050	2.06
	イギリス	1,005,880,554	4.07
	スイス	890,501,849	3.60
	バミューダ	71,978,577	0.29
	香港	223,246,532	0.90
	シンガポール	67,887,620	0.27
	ニュージーランド	31,724,976	0.12
	オランダ	472,152,780	1.91
	スペイン	182,414,761	0.73
	ベルギー	75,061,492	0.30
	スウェーデン	254,069,349	1.02
	ノルウェー	44,782,194	0.18
	オーストリア	12,704,863	0.05
	ルクセンブルク	18,933,395	0.07
	フィンランド	94,406,106	0.38
	デンマーク	221,449,328	0.89
	アイルランド	420,677,834	1.70
	イスラエル	36,664,928	0.14
	ポルトガル	16,423,621	0.06
ケイマン	36,777,258	0.14	
キュラソー	12,761,341	0.05	
ジャージー	65,869,935	0.26	
小計		24,175,079,902	97.92
投資証券	アメリカ	483,611,867	1.95
	カナダ	2,613,339	0.01
	フランス	12,625,963	0.05



	オーストラリア	38,824,536	0.15
	イギリス	15,909,545	0.06
	香港	12,911,197	0.05
	シンガポール	6,424,846	0.02
	小計	572,921,293	2.32
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		61,224,155	0.24
合計(純資産総額)		24,686,777,040	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	地域	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	518,130,870	2.09
	買建	ドイツ	97,251,532	0.39
	買建	イギリス	82,555,247	0.33

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	TMA外国株式インデックス マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	8,248,487,849	2.4097	19,876,743,072	2.6456	21,822,199,453	100.00

## b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(ご参考：親投資信託の投資資産)

投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

T M A 外国株式インデックスマザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	株式	101,671	7,792.29	792,250,862	12,062.47	1,226,403,590	4.96
2	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	42,312	17,006.55	719,581,530	21,413.71	906,056,982	3.67
3	AMAZON.COM INC	アメリカ	小売	株式	2,492	219,856.07	547,881,344	335,871.64	836,992,141	3.39
4	FACEBOOK INC-A	アメリカ	メディア・娯楽	株式	14,212	21,433.54	304,613,577	29,374.81	417,474,913	1.69
5	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	株式	1,770	141,368.30	250,221,898	163,933.30	290,161,948	1.17
6	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	株式	1,780	141,216.71	251,365,746	162,849.64	289,872,373	1.17
7	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	15,316	14,391.69	220,423,176	14,350.07	219,785,733	0.89
8	PROCTER & GAMBLE CO	アメリカ	家庭用品・パーソナル用品	株式	14,430	12,748.25	183,957,379	14,389.82	207,645,131	0.84
9	NESTLE SA-REGISTERED	スイス	食品・飲料・タバコ	株式	17,115	11,925.81	204,110,326	11,783.29	201,671,162	0.81
10	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	株式	3,670	29,203.97	107,178,576	54,492.41	199,987,166	0.81
11	TESLA INC	アメリカ	自動車・自動車部品	株式	4,411	14,139.84	62,370,857	42,972.81	189,553,100	0.76
12	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	9,759	19,145.28	186,838,882	19,337.40	188,713,706	0.76
13	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	銀行	株式	17,583	12,627.02	222,020,992	10,163.98	178,713,295	0.72
14	HOME DEPOT INC	アメリカ	小売	株式	6,292	24,722.90	155,556,502	28,203.29	177,455,151	0.71
15	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	株式	5,581	28,311.75	158,007,888	31,764.92	177,280,063	0.71
16	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	アメリカ	各種金融	株式	7,968	22,041.86	175,629,560	21,077.94	167,949,073	0.68
17	MASTERCARD INC-CLASS A	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	5,227	29,773.70	155,627,169	30,666.62	160,294,464	0.64
18	VERIZON COMMUNICATIONS INC	アメリカ	電気通信サービス	株式	23,596	6,102.75	144,000,699	5,937.09	140,091,717	0.56
19	ADOBE INC	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	2,898	35,157.95	101,887,739	48,232.10	139,776,643	0.56
20	NETFLIX INC	アメリカ	メディア・娯楽	株式	2,640	36,602.42	96,630,392	52,740.36	139,234,566	0.56
21	ROCHE HOLDING AG-GENUSSS	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	4,135	35,161.10	145,391,161	33,589.83	138,893,951	0.56
22	PAYPAL HOLDINGS INC	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	6,716	12,702.66	85,311,127	20,401.18	137,014,351	0.55
23	THE WALT DISNEY CO	アメリカ	メディア・娯楽	株式	10,723	13,649.98	146,368,830	12,713.08	136,322,399	0.55
24	SALESFORCE.COM INC	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	5,414	18,628.84	100,856,559	24,804.84	134,293,425	0.54
25	WALMART INC	アメリカ	食品・生活必需品小売	株式	8,286	12,724.89	105,438,511	14,635.63	121,270,846	0.49

26	PFIZER INC	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	32,569	3,833.89	124,866,243	3,690.28	120,188,989	0.48
27	COMCAST CORP-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	株式	26,563	4,563.66	121,224,750	4,504.07	119,641,770	0.48
28	MERCK & CO. INC.	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	14,827	8,615.72	127,745,420	7,938.09	117,698,119	0.47
29	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	2,375	33,622.01	79,852,274	49,358.64	117,226,789	0.47
30	COCA-COLA COMPANY	アメリカ	食品・飲料・タバコ	株式	23,334	5,329.01	124,347,171	5,022.89	117,204,161	0.47

## b. 投資有価証券の種類

## T M A 外国株式インデックスマザーファンド

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	エネルギー	2.56
		素材	4.37
		資本財	6.08
		商業・専門サービス	1.23
		運輸	2.10
		自動車・自動車部品	1.58
		耐久消費財・アパレル	1.89
		消費者サービス	1.62
		メディア・娯楽	7.09
		小売	6.50
		食品・生活必需品小売り	1.57
		食品・飲料・タバコ	4.32
		家庭用品・パーソナル用品	2.20
		ヘルスケア機器・サービス	5.47
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.21
		銀行	5.03
		各種金融	4.23
		保険	2.91
		不動産	0.43
		ソフトウェア・サービス	12.42
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.35		
電気通信サービス	1.96		
公益事業	3.55		
半導体・半導体製造装置	4.16		
投資証券	-	-	2.32
合計			100.24

## 投資不動産物件

## T M A 外国株式インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

## TMA外国株式インデックスマザーファンド

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	通貨	帳簿価額	評価額	評価額(円)	投資 比率(%)
株価指数 先物取引	アメリカ	Chicago Mercantile Exchange	S&P 500 EMIN	買建	30	米ドル	5,044,167.50	4,953,450.00	518,130,870	2.09
	ドイツ	Eurex	DJ EU STX 50	買建	27	ユーロ	867,085.00	796,230.00	97,251,532	0.39
	イギリス	ICE Futures Europe Financials	FTSE 100 IDX	買建	11	英ポンド	656,340.00	610,390.00	82,555,247	0.33

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(2011年 4月15日)	128	128	0.9976	0.9976
第2計算期間末	(2012年 4月16日)	160	160	0.9294	0.9294
第3計算期間末	(2013年 4月15日)	246	246	1.3256	1.3256
第4計算期間末	(2014年 4月15日)	331	331	1.5973	1.5973
第5計算期間末	(2015年 4月15日)	501	501	2.0393	2.0393
第6計算期間末	(2016年 4月15日)	730	730	1.7948	1.7948
第7計算期間末	(2017年 4月17日)	1,702	1,702	1.9861	1.9861
第8計算期間末	(2018年 4月16日)	4,486	4,486	2.2884	2.2884
第9計算期間末	(2019年 4月15日)	8,852	8,852	2.5433	2.5433
第10計算期間末	(2020年 4月15日)	14,573	14,573	2.3081	2.3081
2019年10月末日		12,101		2.5864	
11月末日		13,127		2.6806	
12月末日		14,020		2.7625	
2020年 1月末日		14,832		2.7651	
2月末日		14,126		2.5478	
3月末日		12,937		2.1672	
4月末日		15,247		2.3787	
5月末日		16,787		2.4782	
6月末日		17,846		2.5236	
7月末日		19,247		2.6068	
8月末日		21,532		2.8061	
9月末日		21,555		2.6926	
10月末日		21,820		2.6172	

## 【分配の推移】

該当事項はありません。

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%) (分配付)
---	------	--------------

第1計算期間	2010年 4月28日 ~ 2011年 4月15日	0.2
第2計算期間	2011年 4月16日 ~ 2012年 4月16日	6.8
第3計算期間	2012年 4月17日 ~ 2013年 4月15日	42.6
第4計算期間	2013年 4月16日 ~ 2014年 4月15日	20.5
第5計算期間	2014年 4月16日 ~ 2015年 4月15日	27.7
第6計算期間	2015年 4月16日 ~ 2016年 4月15日	12.0
第7計算期間	2016年 4月16日 ~ 2017年 4月17日	10.7
第8計算期間	2017年 4月18日 ~ 2018年 4月16日	15.2
第9計算期間	2018年 4月17日 ~ 2019年 4月15日	11.1
第10計算期間	2019年 4月16日 ~ 2020年 4月15日	9.2
第11中間計算期間	2020年 4月16日 ~ 2020年10月15日	21.0

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2010年 4月28日 ~ 2011年 4月15日	136,502,425	7,411,865	129,090,560
第2計算期間	2011年 4月16日 ~ 2012年 4月16日	75,147,166	31,439,574	172,798,152
第3計算期間	2012年 4月17日 ~ 2013年 4月15日	76,185,123	63,297,828	185,685,447
第4計算期間	2013年 4月16日 ~ 2014年 4月15日	88,074,850	66,302,532	207,457,765
第5計算期間	2014年 4月16日 ~ 2015年 4月15日	100,871,763	62,505,275	245,824,253
第6計算期間	2015年 4月16日 ~ 2016年 4月15日	232,618,818	71,308,402	407,134,669
第7計算期間	2016年 4月16日 ~ 2017年 4月17日	648,647,796	198,524,196	857,258,269
第8計算期間	2017年 4月18日 ~ 2018年 4月16日	1,485,635,526	382,235,422	1,960,658,373
第9計算期間	2018年 4月17日 ~ 2019年 4月15日	1,908,976,964	388,916,801	3,480,718,536
第10計算期間	2019年 4月16日 ~ 2020年 4月15日	3,651,309,495	818,296,107	6,313,731,924
第11中間計算期間	2020年 4月16日 ~ 2020年10月15日	2,516,488,292	579,992,799	8,250,227,417

## &lt; 参考情報 &gt;

基準日: 2020年10月30日

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。  
 ※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2010年4月28日です。

## 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第6期	2016/04/15	0円
第7期	2017/04/17	0円
第8期	2018/04/16	0円
第9期	2019/04/15	0円
第10期	2020/04/15	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

## 主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

## ● 資産構成

資産	比率
株式	100.2%
株式先物	2.8%
短期金融資産等	-3.1%
合計	100.0%

## ● 組入上位10銘柄

組入銘柄数: 1,026銘柄

	銘柄	国・地域	業種	比率
1	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.0%
2	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	3.7%
3	AMAZON.COM INC	アメリカ	小売	3.4%
4	FACEBOOK INC-A	アメリカ	メディア・娯楽	1.7%
5	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	1.2%
6	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	1.2%
7	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.9%
8	PROCTER & GAMBLE CO	アメリカ	家庭用品・パーソナル用品	0.8%
9	NESTLE SA-REGISTERED	スイス	食品・飲料・タバコ	0.8%
10	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	0.8%

※業種名はGICS（世界産業分類基準）産業グループ分類です。

※比率は、純資産総額に占める割合です。

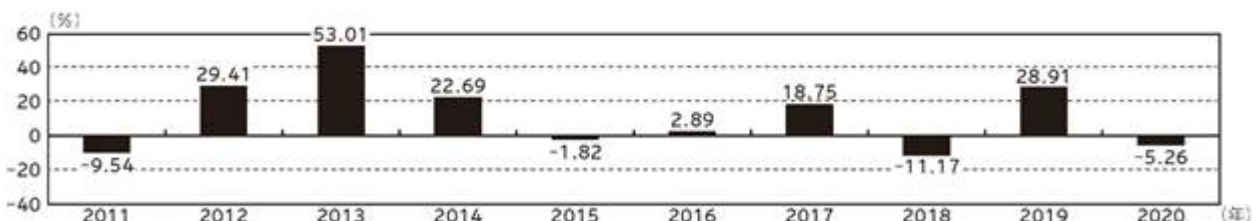
※株式には不動産投資信託証券（REIT）を含む場合があります。

※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。

## ● 組入上位10カ国・地域

	国・地域	比率
1	アメリカ	73.1%
2	イギリス	4.2%
3	カナダ	3.4%
4	スイス	3.3%
5	フランス	3.3%
6	ドイツ	3.0%
7	オーストラリア	2.2%
8	オランダ	1.5%
9	香港	1.1%
10	スウェーデン	1.1%

## 年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、お申込み日がニューヨーク証券取引所、英国証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日に該当する日には、お申込みの受付を行いません。
- b. 当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金を自動的に無手数料で再投資する自動けいぞく(累積)投資専用ファンドです。このため、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく(累積)投資に関する契約を締結する必要があります。
- c. 申込単位は1円以上1円単位です。  
なお、自動けいぞく(累積)投資に基づく収益分配金の再投資に際しては、1口の整数倍をもって取得できます。
- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。  
取得申込受付日の翌営業日の基準価額  
基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。  
委託会社のお問い合わせ先(委託会社サービスデスク)  
東京海上アセットマネジメント サービスデスク  
0120-712-016(土日祝日・年末年始を除く9時~17時)
- f. 取得申込にかかる手数料はありません。
- g. 上記にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしがたい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

## 2【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。ただし、解約請求日がニューヨーク証券取引所、英国証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日に該当する日には、お申込みの受付を行いません。
- d. 解約請求は、1口単位で行うことができます。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取り扱いします。
- f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。  
信託財産留保額はありませぬ。  
確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の個別元本超過額に対する所得税、地方税はかかりませぬ。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありませぬ。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。ただし、確定拠出年金制度に基づく受益者である場合、および保険会社等が保険業法に規定する特別勘定の投資対象として受益権の取得申込をする場合には制限はありませぬ。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。



### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象資産の評価方法 >

対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、上場されている取引所における計算日（外国株式の場合は、計算時に知り得る直近の日）の最終相場で評価します。

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

原則として、2010年4月28日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

#### (4)【計算期間】

原則として、毎年4月16日から翌年4月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（ ）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。（ ）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

#### (5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- g. 上記f.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更」b.の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- i. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項(上記a.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### 運用報告書

- a. 毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、知れている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
- b. 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ(<https://www.tokiomarineam.co.jp/>)に掲載します。
- c. 上記b.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があつた場合は、交付します。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(<https://www.tokiomarineam.co.jp/>)に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

##### 収益分配金の請求権

収益分配金は、自動けいぞく（累積）投資に関する契約に基づき、自動的に無手数料で当ファンドに再投資されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されません。

##### 償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

##### 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

##### 買取請求権

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第10期計算期間(2019年4月16日から2020年4月15日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【東京海上セレクション・外国株式インデックス】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 [2019年 4月15日現在]	第10期 [2020年 4月15日現在]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	8,852,641,707	14,573,029,135
未収入金	19,795,444	15,314,435
流動資産合計	8,872,437,151	14,588,343,570
資産合計	8,872,437,151	14,588,343,570
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	11,875,472	-
未払受託者報酬	772,695	1,498,498
未払委託者報酬	6,954,195	13,486,420
その他未払費用	193,082	329,517
流動負債合計	19,795,444	15,314,435
負債合計	19,795,444	15,314,435
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1 3,480,718,536	1 6,313,731,924
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,371,923,171	8,259,297,211
（分配準備積立金）	987,294,681	1,065,086,208
元本等合計	8,852,641,707	14,573,029,135
純資産合計	8,852,641,707	14,573,029,135
負債純資産合計	8,872,437,151	14,588,343,570

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第9期 自 2018年 4月17日 至 2019年 4月15日	第10期 自 2019年 4月16日 至 2020年 4月15日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	761,959,182	1,295,995,928
<b>営業収益合計</b>	<b>761,959,182</b>	<b>1,295,995,928</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	1,366,702	2,569,956
委託者報酬	12,300,189	23,129,437
その他費用	341,494	597,291
<b>営業費用合計</b>	<b>14,008,385</b>	<b>26,296,684</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>747,950,797</b>	<b>1,322,292,612</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>747,950,797</b>	<b>1,322,292,612</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>747,950,797</b>	<b>1,322,292,612</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	28,356,609	41,218,132
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>	<b>2,526,015,890</b>	<b>5,371,923,171</b>
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>2,639,971,411</b>	<b>5,427,638,858</b>
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,639,971,411	5,427,638,858
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>513,658,318</b>	<b>1,259,190,338</b>
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	513,658,318	1,259,190,338
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
<b>分配金</b>	<b>1 -</b>	<b>1 -</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>	<b>5,371,923,171</b>	<b>8,259,297,211</b>

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第10期 自 2019年 4月16日 至 2020年 4月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第9期 [2019年 4月15日現在]	第10期 [2020年 4月15日現在]
1. 1 期首元本額	1,960,658,373円	3,480,718,536円
期中追加設定元本額	1,908,976,964円	3,651,309,495円
期中一部解約元本額	388,916,801円	818,296,107円
2. 1 計算期間末日における受益権の総数	3,480,718,536口	6,313,731,924口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期 自 2018年 4月17日 至 2019年 4月15日	第10期 自 2019年 4月16日 至 2020年 4月15日
1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（157,471,358円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（562,122,830円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,384,628,490円）及び分配準備積立金（267,700,493円）より、分配対象額は5,371,923,171円（1万口当たり15,433.34円）であります。分配を行っておりません。	1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（231,679,034円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（8,001,969,205円）及び分配準備積立金（833,407,174円）より、分配対象額は9,067,055,413円（1万口当たり14,360.84円）であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第9期 自 2018年 4月17日 至 2019年 4月15日	第10期 自 2019年 4月16日 至 2020年 4月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

## ・金融商品の時価等に関する事項

区 分	第9期 [2019年 4月15日現在]	第10期 [2020年 4月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。  (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左  (2)デリバティブ取引 同左  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左



3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

## (有価証券に関する注記)

第9期(自 2018年4月17日 至 2019年4月15日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	760,046,914
合計	760,046,914

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第10期(自 2019年4月16日 至 2020年4月15日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,206,811,390
合計	1,206,811,390

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

## (1口当たり情報に関する注記)

第9期 [2019年 4月15日現在]		第10期 [2020年 4月15日現在]	
1口当たり純資産額	2.5433円	1口当たり純資産額	2.3081円
(1万口当たり純資産額)	25,433円)	(1万口当たり純資産額)	23,081円)

## (4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	TMA 外国株式インデックスマザーファンド	6,252,908,751	14,573,029,135	
親投資信託受益証券 合計		6,252,908,751	14,573,029,135	
合計		6,252,908,751	14,573,029,135	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（ご参考）

当ファンドは、「TMA外国株式インデックスマザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「TMA外国株式インデックスマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	[2019年 4月15日現在]	[2020年 4月15日現在]
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		220,595,930	368,372,432
コール・ローン		30,205,904	29,498,702
株式		9,866,413,650	15,681,992,482
投資証券		264,325,781	433,750,515
派生商品評価勘定		9,142,910	68,550,945
未収入金		134,723	
未収配当金		14,935,063	18,632,965
差入委託証拠金		90,902,124	212,269,072
流動資産合計		10,496,656,085	16,813,067,113
資産合計		10,496,656,085	16,813,067,113
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定			117,548
未払解約金		26,046,906	15,314,435
未払利息		77	8
流動負債合計		26,046,983	15,431,991
負債合計		26,046,983	15,431,991
純資産の部			
元本等			
元本	1	4,086,951,721	7,207,504,550
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		6,383,657,381	9,590,130,572
元本等合計		10,470,609,102	16,797,635,122
純資産合計		10,470,609,102	16,797,635,122
負債純資産合計		10,496,656,085	16,813,067,113

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 2019年 4月16日 至 2020年 4月15日

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。  (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	[2019年 4月15日現在]	[2020年 4月15日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	6,647,867,256円	4,086,951,721円
同期中における追加設定元本額	2,225,269,452円	4,281,083,586円
同期中における一部解約元本額	4,786,184,987円	1,160,530,757円
同期末における元本額	4,086,951,721円	7,207,504,550円
元本の内訳*		
L P S 4 資産分散ファンド（慎重型）	2,195,359円	2,600,315円
L P S 4 資産分散ファンド（安定重視型）	3,684,369円	4,862,574円
L P S 4 資産分散ファンド（バランス型）	11,932,928円	14,054,568円
L P S 4 資産分散ファンド（成長重視型）	16,176,982円	19,864,645円
L P S 4 資産分散ファンド（積極型）	19,483,734円	19,891,160円
東京海上セレクション・外国株式インデックス	3,455,363,664円	6,252,908,751円

東京海上・年金運用型戦略ファンド（年1回決算型）	45,304,504円	69,700,227円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035	円	1,272,064円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045	円	769,398円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055	円	1,049,095円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065	円	1,105,235円
TMA外国株式インデックスVA ＜適格機関投資家限定＞	98,202,795円	85,731,115円
TMA世界バランスファンド35VA ＜適格機関投資家限定＞	197,602,088円	円
東京海上・世界インデックス・バランス40＜適格機関投資家限定＞	25,244,708円	84,727,616円
東京海上・世界インデックス・バランス60＜適格機関投資家限定＞	211,760,590円	648,967,787円
計	4,086,951,721円	7,207,504,550円
2. 1 本書における開示対象ファンドの 計算期間末日における当該親投資 信託の受益権の総数	4,086,951,721口	7,207,504,550口

（注）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2018年 4月17日 至 2019年 4月15日	自 2019年 4月16日 至 2020年 4月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、先物取引及び為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。</p> <p>法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。</p> <p>これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。</p>	同左
-------------------	---	----

## ・ 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2019年 4月15日現在]	[2020年 4月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	--	----

## (有価証券に関する注記)

(自 2018年4月17日 至 2019年4月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	541,647,034
投資証券	23,873,034
合計	565,520,068

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2018年11月13日から2019年4月15日まで)を指しております。

(自 2019年4月16日 至 2020年4月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,655,614,564
投資証券	51,326,426
合計	1,706,940,990

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2019年11月12日から2020年4月15日まで)を指しております。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

## (1) 株式関連

(2019年4月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益

市場取引	株価指数先物取引				
	買建	321,049,677		330,191,757	9,142,080
	S&P 500 EMIN	205,919,741		212,048,927	6,129,186
	DJ EU STX 50	62,394,810		64,091,250	1,696,440
	FTSE 100 IDX	52,735,126		54,051,580	1,316,454
合計		321,049,677		330,191,757	9,142,080

(2020年4月15日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	714,035,968		782,482,537	68,446,569
	S&P 500 EMIN	492,362,142		548,502,215	56,140,073
	DJ EU STX 50	124,527,725		132,463,907	7,936,182
	FTSE 100 IDX	97,146,101		101,516,415	4,370,314
合計		714,035,968		782,482,537	68,446,569

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(2) 通貨関連

(2019年4月15日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建	49,937,770		49,938,600	830
	米ドル	32,477,100		32,477,100	
	ユーロ	10,127,520		10,128,000	480
	英ポンド	7,333,150		7,333,500	350
合計		49,937,770		49,938,600	830

(2020年4月15日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益

市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建	101,041,962		101,028,790	13,172
	米ドル	66,664,405		66,659,740	4,665
	加ドル	11,566,725		11,565,000	1,725
	スイスフラン	11,162,500		11,162,000	500
	スウェーデンクローネ	2,819,008		2,816,190	2,818
	デンマーククローネ	2,241,015		2,240,760	255
	豪ドル	1,239,645		1,239,480	165
	香港ドル	4,135,080		4,132,180	2,900
	シンガポールドル	1,213,584		1,213,440	144
合計	101,041,962		101,028,790	13,172	

## (注)1.時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2.換算において円未満の端数は切り捨てております。

3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## (1口当たり情報に関する注記)

[2019年 4月15日現在]		[2020年 4月15日現在]	
1口当たり純資産額	2.5620円	1口当たり純資産額	2.3306円
(1万口当たり純資産額)	25,620円)	(1万口当たり純資産額)	23,306円)

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
米ドル	株	米ドル	米ドル	
APACHE CORP	1,920	8.08	15,513.60	
BAKER HUGHES COMPANY	3,862	13.35	51,557.70	
CABOT OIL & GAS CORP	2,096	19.54	40,955.84	
CHEVRONTEXACO CORP	8,114	84.61	686,525.54	
CONCHO RESOURCES INC	979	51.17	50,095.43	
CONOCOPHILLIPS	4,345	34.08	148,077.60	
DEVON ENERGY CORPORATION	2,359	9.11	21,490.49	
EOG RESOURCES INC	2,355	42.23	99,451.65	
EXXON MOBIL CORPORATION	17,863	42.43	757,927.09	
HALLIBURTON CO	3,499	7.63	26,697.37	



HESS CORP	1,460	38.60	56,356.00	
HOLLYFRONTIER CORP	906	25.07	22,713.42	
KINDER MORGAN INC	9,137	15.12	138,151.44	
MARATHON OIL CORP	4,300	4.25	18,275.00	
MARATHON PETROLEUM CORP	3,077	26.30	80,925.10	
NATIONAL OILWELL VARCO INC	1,803	12.06	21,744.18	
NOBLE ENERGY INC	2,799	7.26	20,320.74	
ONEOK INC	2,363	30.47	72,000.61	
PHILLIPS 66	1,646	61.07	100,521.22	
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	862	77.37	66,692.94	
SCHLUMBERGER LTD	5,373	15.54	83,496.42	
TECHNIPFMC PLC	2,850	8.45	24,082.50	
VALERO ENERGY CORP	1,809	50.95	92,168.55	
WILLIAMS COS INC	5,490	17.31	95,031.90	
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	955	220.79	210,854.45	
ALBEMARLE CORP	549	63.68	34,960.32	
AMCOR PLC	8,596	9.04	77,707.84	
AVERY DENNISON CORP	544	110.53	60,128.32	
BALL CORP	1,476	67.96	100,308.96	
CELANESE CORP-SERIES A	690	81.31	56,103.90	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	1,505	30.05	45,225.25	
CORTEVA INC	3,386	26.44	89,525.84	
DOW INC	3,350	35.37	118,489.50	
DUPONT DE NEMOURS INC	3,703	38.43	142,306.29	
EASTMAN CHEMICAL COMPANY	691	56.38	38,958.58	
ECOLAB INC	1,153	180.80	208,462.40	
INTERNATIONAL PAPER CO	1,759	33.58	59,067.22	
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	497	122.37	60,817.89	
LINDE PLC	2,373	189.84	450,490.32	
LyondellBasell Industries NV	1,109	58.64	65,031.76	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	302	203.19	61,363.38	
MOSAIC CO/THE	3,595	12.18	43,787.10	
NEWMONT CORPORATION	3,931	59.89	235,427.59	
NUCOR CORP	1,819	38.38	69,813.22	
PACKAGING CORP OF AMERICA	506	88.50	44,781.00	
PPG INDUSTRIES INC	1,011	92.79	93,810.69	
SEALED AIR CORP	1,208	29.59	35,744.72	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	338	504.39	170,483.82	
VULCAN MATERIALS CO	701	112.47	78,841.47	
WESTROCK CO	1,420	31.91	45,312.20	
3M CO	2,430	150.14	364,840.20	
ACUITY BRANDS INC	220	89.16	19,615.20	

AMETEK INC	899	78.08	70,193.92
BOEING CO	2,417	141.00	340,797.00
CARRIER GLOBAL CORP	3,460	13.87	47,990.20
CATERPILLAR INC	2,277	116.48	265,224.96
CUMMINS INC	470	148.14	69,625.80
DEERE & CO	1,277	138.13	176,392.01
DOVER CORP	765	87.71	67,098.15
EATON CORP PLC	1,588	79.84	126,785.92
EMERSON ELECTRIC CO	2,074	50.49	104,716.26
FASTENAL CO	2,138	34.54	73,846.52
FLOWSERVE CORP	867	25.63	22,221.21
FORTIVE CORP	1,486	61.01	90,660.86
FORTUNE BRANDS HOME & SECURI	770	46.15	35,535.50
GENERAL DYNAMICS CORP	1,029	138.50	142,516.50
GENERAL ELECTRIC CO	38,370	6.93	265,904.10
HD SUPPLY HOLDINGS INC	1,298	30.42	39,485.16
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	2,983	140.59	419,379.97
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	242	197.02	47,678.84
IDEX CORP	400	150.22	60,088.00
ILLINOIS TOOL WORKS INC	1,256	156.06	196,011.36
INGERSOLL-RAND INC	2,058	26.35	54,228.30
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	757	81.81	61,930.17
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	2,904	30.80	89,443.20
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	1,003	197.00	197,591.00
LENNOX INTERNATIONAL INC	198	202.28	40,051.44
LOCKHEED MARTIN CORP	1,111	380.03	422,213.33
MASCO CORP	1,476	39.71	58,611.96
MIDDLEBY CORP	332	54.00	17,928.00
NORTHROP GRUMMAN CORP	663	348.79	231,247.77
OTIS WORLDWIDE CORP	1,730	45.89	79,389.70
PACCAR INC	1,253	66.81	83,712.93
PARKER HANNIFIN CORP	612	142.11	86,971.32
PENTAIR PLC	916	32.21	29,504.36
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	6,282	65.07	408,769.74
ROCKWELL AUTOMATION INC	446	163.79	73,050.34
ROPER TECHNOLOGIES INC	408	319.66	130,421.28
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	1,386	33.32	46,181.52
SMITH (A.O.) CORP	672	40.67	27,330.24
SNAP-ON INC	286	116.18	33,227.48
STANLEY BLACK & DECKER INC	796	115.53	91,961.88
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	208	324.43	67,481.44
TEXTRON INC	1,073	27.45	29,453.85

TRANE TECHNOLOGIES PLC	960	92.13	88,444.80
TRANSDIGM GROUP INC	226	318.16	71,904.16
UNITED RENTALS INC	489	108.64	53,124.96
WABCO HOLDINGS INC	266	135.24	35,973.84
WABTEC CORP/DE	1,098	52.44	57,579.12
VW GRAINGER INC	205	287.63	58,964.15
XYLEM INC	946	70.40	66,598.40
CINTAS CORP	346	201.70	69,788.20
COPART INC	982	71.14	69,859.48
COSTAR GROUP INC	155	644.95	99,967.25
EQUIFAX INC	627	129.79	81,378.33
IHS MARKIT LTD	2,005	66.61	133,553.05
MANPOWERGROUP	273	60.43	16,497.39
REPUBLIC SERVICES INC	783	79.18	61,997.94
ROBERT HALF INTL INC	422	41.74	17,614.28
ROLLINS INC	1,008	37.58	37,880.64
TRANSUNION	943	72.34	68,216.62
VERISK ANALYTICS INC	652	150.30	97,995.60
WASTE CONNECTIONS INC	1,144	85.05	97,297.20
WASTE MANAGEMENT INC	1,753	99.63	174,651.39
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	709	70.99	50,331.91
CSX CORP	3,173	62.54	198,439.42
EXPEDITORS INTL WASH INC	912	70.62	64,405.44
FEDEX CORP	1,076	125.08	134,586.08
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	544	97.89	53,252.16
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	915	34.73	31,777.95
NORFOLK SOUTHERN CORP	1,134	155.49	176,325.66
OLD DOMINION FREIGHT LINE INC	484	133.50	64,614.00
SOUTHWEST AIRLINES CO	1,184	34.78	41,179.52
UNION PACIFIC CORP	2,939	148.97	437,822.83
UNITED PARCEL SERVICE CL B	2,999	101.40	304,098.60
APTIV PLC	1,318	62.82	82,796.76
AUTOLIV INC	471	55.61	26,192.31
BORGWARNER INC	1,108	27.19	30,126.52
FORD MOTOR CO	15,412	5.29	81,529.48
GENERAL MOTORS CO	5,200	22.98	119,496.00
HARLEY-DAVIDSON INC	981	19.35	18,982.35
LEAR CORP	313	87.95	27,528.35
TESLA INC	627	709.89	445,101.03
CAPRI HOLDINGS LTD	1,401	14.41	20,188.41
DR HORTON INC	1,654	40.16	66,424.64
GARMIN LTD	733	81.99	60,098.67

HASBRO INC	770	74.66	57,488.20
LEGGETT & PLATT INC	934	29.02	27,104.68
LENNAR CORP-CL A	1,522	43.02	65,476.44
LULULEMON ATHLETICA INC	561	205.18	115,105.98
MOHAWK INDUSTRIES INC	407	82.74	33,675.18
NEWELL BRANDS INC	2,383	13.80	32,885.40
NIKE INC -CL B	5,276	87.47	461,491.72
POLARIS INC	349	56.42	19,690.58
PULTE HOMES INC	1,404	25.68	36,054.72
PVH CORP	444	47.96	21,294.24
RALPH LAUREN CORP	319	76.50	24,403.50
TAPESTRY INC	1,610	15.38	24,761.80
VF CORP	1,422	59.57	84,708.54
WHIRLPOOL CORP	339	103.51	35,089.89
ARAMARK	2,047	22.42	45,893.74
CARNIVAL CORP	2,720	12.51	34,027.20
CHIPOTLE MEXICAN GRILL-CL A	119	785.33	93,454.27
DARDEN RESTAURANTS INC	774	61.15	47,330.10
DOMINO'S PIZZA INC	203	358.26	72,726.78
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	1,210	70.01	84,712.10
LAS VEGAS SANDS CORP	1,671	48.13	80,425.23
MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	1,385	82.68	114,511.80
MCDONALD'S CORP	3,209	183.99	590,423.91
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	1,202	37.84	45,483.68
STARBUCKS CORP	5,117	73.67	376,969.39
VAIL RESORTS INC	244	160.63	39,193.72
YUM! BRANDS INC	1,222	79.89	97,625.58
ACTIVISION BLIZZARD INC	3,631	63.28	229,769.68
ALPHABET INC-CL A	1,291	1,265.23	1,633,411.93
ALPHABET INC-CL C	1,330	1,269.23	1,688,075.90
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	653	489.57	319,689.21
COMCAST CORP-CL A	19,512	38.52	751,602.24
DISCOVERY INC-A	1,406	22.30	31,353.80
DISCOVERY INC-C	2,262	20.24	45,782.88
DISH NETWORK CORPORATION	1,762	22.31	39,310.22
ELECTRONIC ARTS INC	1,423	112.03	159,418.69
FACEBOOK INC-A	10,553	178.17	1,880,228.01
FOX CORP-CLASS A	1,867	26.51	49,494.17
FOX CORP-CLASS B	1,506	26.01	39,171.06
IAC/INTERACTIVECORP	417	206.03	85,914.51
INTERPUBLIC GROUP COS INC	3,071	16.05	49,289.55
LIBERTY BROADBAND-C	694	120.71	83,772.74

LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM C	1,397	33.11	46,254.67	
NETFLIX INC	1,963	413.55	811,798.65	
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	3,322	9.41	31,276.63	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	689	122.78	84,595.42	
THE WALT DISNEY CO	7,834	106.03	830,639.02	
TRIPADVISOR INC-W/I	1,330	18.11	24,086.30	
TWITTER INC	3,975	27.94	111,061.50	
VIACOMCBS INC-CLASS B	3,925	16.27	63,859.75	
ADVANCE AUTO PARTS	445	115.39	51,348.55	
AMAZON.COM INC	1,835	2,283.32	4,189,892.20	
AUTOZONE INC	94	977.14	91,851.16	
BEST BUY COMPANY INC	1,109	69.85	77,463.65	
BOOKING HOLDINGS INC	167	1,449.42	242,053.14	
CARMAX INC	942	64.39	60,655.38	
Dollar General Corp	1,131	178.07	201,397.17	
DOLLAR TREE INC	1,168	79.88	93,299.84	
EBAY INC	3,081	35.74	110,114.94	
EXPEDIA GROUP INC	911	61.58	56,099.38	
GENUINE PARTS CO	819	74.17	60,745.23	
HOME DEPOT INC	4,633	207.17	959,818.61	
KOHL'S CORP	808	19.01	15,360.08	
LKQ CORP	1,753	21.44	37,584.32	
LOWE'S COMPANIES	3,381	99.07	334,955.67	
MERCADOLIBRE INC	202	562.02	113,528.04	
NORDSTROM INC	789	20.05	15,819.45	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	301	356.35	107,261.35	
ROSS STORES INC	1,630	90.97	148,281.10	
TARGET CORP	2,268	108.38	245,805.84	
TIFFANY & CO	560	129.17	72,335.20	
TJX COMPANIES INC	5,229	50.22	262,600.38	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	631	92.96	58,657.76	
ULTA BEAUTY INC	364	205.00	74,620.00	
COSTCO WHOLESALE CORP	1,881	314.14	590,897.34	
KROGER CO	3,538	32.09	113,534.42	
SYSCO CORP	2,260	48.32	109,203.20	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	3,153	46.38	146,236.14	
WALMART INC	5,994	129.00	773,226.00	
ALTRIA GROUP INC	7,940	42.12	334,432.80	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	2,049	37.24	76,304.76	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	1,300	62.83	81,679.00	
BUNGE LIMITED	1,136	39.46	44,826.56	
CAMPBELL SOUP CO	984	50.07	49,268.88	

COCA-COLA COMPANY	17,228	48.92	842,793.76
COCA-COLA EUROPEAN PARTNERS	1,516	43.63	66,143.08
CONAGRA BRANDS INC	2,319	33.34	77,315.46
CONSTELLATION BRANDS INC-A	782	167.83	131,243.06
GENERAL MILLS INC	2,584	58.85	152,068.40
HERSHEY CO/THE	700	146.13	102,291.00
HORMEL FOODS CORP	1,422	48.51	68,981.22
INGREDION INC	502	81.55	40,938.10
JM SMUCKER CO/THE-NEW COM	549	113.04	62,058.96
KELLOGG CO	1,216	63.62	77,361.92
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	566	153.19	86,705.54
MOLSON COORS BEVERAGE COMPANY-B	1,078	46.57	50,202.46
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	6,094	54.51	332,183.94
MONSTER BEVERAGE CORP	1,790	64.41	115,293.90
PEPSICO INC	5,918	138.40	819,051.20
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	6,731	77.18	519,498.58
TYSON FOODS INC-CL A	1,453	61.41	89,228.73
CHURCH & DWIGHT CO INC	1,213	72.14	87,505.82
CLOROX COMPANY	570	194.37	110,790.90
COLGATE-PALMOLIVE CO	3,432	73.11	250,913.52
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	1,010	165.00	166,650.00
KIMBERLY-CLARK CORP	1,539	140.09	215,598.51
PROCTER & GAMBLE CO	10,693	120.96	1,293,425.28
ABBOTT LABORATORIES	7,654	89.14	682,277.56
ABIOMED INC	259	161.35	41,789.65
ALIGN TECHNOLOGY INC	442	190.00	83,980.00
AMERISOURCEBERGEN CORP	826	89.42	73,860.92
ANTHEM INC	1,109	252.01	279,479.09
BAXTER INTL INC	2,260	88.25	199,445.00
BECTON DICKINSON & CO	1,236	249.53	308,419.08
BOSTON SCIENTIFIC CORP	6,540	35.92	234,916.80
CARDINAL HEALTH INC	1,521	50.69	77,099.49
CENTENE CORP	2,750	66.40	182,600.00
CERNER CORP	1,295	68.95	89,290.25
CIGNA CORP	1,673	185.62	310,542.26
COOPER COS INC/THE	261	300.49	78,427.89
CVS HEALTH CORPORATION	5,597	61.56	344,551.32
DANAHER CORP	2,776	152.14	422,340.64
DAVITA INC	611	76.82	46,937.02
DENTSPLY SIRONA INC	1,543	40.76	62,892.68
DEXCOM INC	527	280.67	147,913.09
Edwards Lifesciences Corp	960	216.16	207,513.60

HCA HEALTHCARE INC	1,275	112.54	143,488.50
HUMANA INC	549	352.21	193,363.29
IDEXX LABORATORIES INC	373	263.01	98,102.73
INTUITIVE SURGICAL INC	549	507.94	278,859.06
MCKESSON CORP	771	137.66	106,135.86
MEDTRONIC PLC	5,765	101.20	583,418.00
QUEST DIAGNOSTICS	772	90.10	69,557.20
RESMED INC	767	163.67	125,534.89
STRYKER CORP	1,557	175.39	273,082.23
TELEFLEX INC	246	330.93	81,408.78
UNITEDHEALTH GROUP INC	4,090	270.50	1,106,345.00
UNIVERSAL HEALTH SERVICES INC	468	107.55	50,333.40
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	499	112.70	56,237.30
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	623	173.59	108,146.57
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	1,053	113.59	119,610.27
ABBVIE INC	6,657	82.13	546,739.41
AGILENT TECHNOLOGIES INC	1,612	78.83	127,073.96
ALEXION PHARMACEUTICALS INC	1,221	99.40	121,367.40
ALLERGAN PLC	1,463	186.73	273,185.99
AMGEN INC	2,662	226.80	603,741.60
BIOGEN INC	855	333.76	285,364.80
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	1,051	85.75	90,123.25
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	10,380	60.04	623,215.20
ELI LILLY & CO	3,779	151.11	571,044.69
GILEAD SCIENCES INC	5,798	77.75	450,794.50
ILLUMINA INC	724	297.88	215,665.12
INCYTE CORP	1,118	91.28	102,051.04
IQVIA HOLDINGS INC	911	126.49	115,232.39
JOHNSON & JOHNSON	11,327	146.03	1,654,081.81
MERCK & CO. INC.	11,086	82.84	918,364.24
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL INC	124	711.77	88,259.48
MYLAN NV	2,738	16.35	44,766.30
PERRIGO CO PLC	793	52.28	41,458.04
PFIZER INC	23,716	36.44	864,211.04
Regeneron Pharmaceuticals Inc	374	524.84	196,290.16
SEATTLE GENETICS INC	671	123.79	83,063.09
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	1,796	326.37	586,160.52
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	1,209	262.41	317,253.69
WATERS CORP	339	193.65	65,647.35
ZOETIS INC	2,245	127.82	286,955.90
BANK OF AMERICA CORP	36,365	23.73	862,941.45
CITIGROUP INC	9,419	45.42	427,810.98

CITIZENS FINANCIAL GROUP	2,745	20.33	55,805.85
COMERICA INC	1,217	30.89	37,593.13
EAST WEST BANCORP INC	822	28.56	23,476.32
FIFTH THIRD BANCORP	3,824	17.15	65,581.60
FIRST REPUBLIC BANK/CA	801	99.59	79,771.59
HUNTINGTON BANCSHARES INC	6,443	8.40	54,121.20
JPMORGAN CHASE & CO	13,464	95.50	1,285,812.00
KEYCORP	6,121	11.14	68,187.94
M & T BANK CORP	380	109.38	41,564.40
PEOPLE'S UNITED FINANCIAL	2,998	11.62	34,836.76
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	1,807	99.47	179,742.29
REGIONS FINANCIAL CORP	4,988	10.12	50,478.56
SVB FINANCIAL GROUP	276	172.06	47,488.56
TRUIST FINANCIAL CORP	6,184	33.36	206,298.24
US BANCORP	6,682	35.80	239,215.60
WELLS FARGO & COMPANY	16,876	30.18	509,317.68
AMERICAN EXPRESS COMPANY	2,939	88.39	259,778.21
AMERIPRISE FINANCIAL INC	520	114.30	59,436.00
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	3,552	36.34	129,079.68
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	5,658	192.94	1,091,654.52
BLACKROCK INC	546	458.03	250,084.38
BLACKSTONE GROUP INC/THE-A	3,039	47.96	145,750.44
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	1,861	55.34	102,987.74
CBOE GLOBAL MARKETS INC	632	100.51	63,522.32
CME GROUP INC	1,598	188.07	300,535.86
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	1,828	35.53	64,948.84
E*TRADE FINANCIAL CORP	1,620	40.52	65,642.40
EQUITABLE HOLDINGS INC	3,169	16.27	51,559.63
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	204	279.13	56,942.52
FRANKLIN RESOURCES INC	1,374	16.32	22,423.68
GOLDMAN SACHS GROUP INC	1,378	178.23	245,600.94
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	2,508	87.00	218,196.00
INVESCO LTD	2,381	9.81	23,357.61
JEFFERIES FINANCIAL GROUP INC.	1,967	13.66	26,869.22
MOODY'S CORP	824	237.76	195,914.24
MORGAN STANLEY	5,227	39.86	208,348.22
MSCI INC	384	313.41	120,349.44
NORTHERN TRUST CORP	991	83.39	82,639.49
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	728	67.00	48,776.00
S&P GLOBAL INC	1,079	277.34	299,249.86
SCHWAB (CHARLES) CORP	5,264	36.21	190,609.44
SEI INVESTMENTS COMPANY	754	48.45	36,531.30



STATE STREET CORP	1,481	60.61	89,763.41	
SYNCHRONY FINANCIAL	3,003	15.90	47,747.70	
T ROWE PRICE GROUP INC	998	101.93	101,726.14	
TD AMERITRADE HOLDING CORP	1,521	37.40	56,885.40	
VOYA FINANCIAL INC	1,116	45.04	50,264.64	
AFLAC INC	2,850	37.78	107,673.00	
ALLEGHANY CORP	84	560.91	47,116.44	
ALLSTATE CORP	1,193	102.44	122,210.92	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	658	75.78	49,863.24	
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	3,484	25.78	89,817.52	
AON PLC	974	194.03	188,985.22	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	907	86.54	78,491.78	
ASSURANT INC	462	107.69	49,752.78	
ATHENE HOLDING LTD-CLASS A	887	27.30	24,215.10	
CHUBB LTD	1,955	122.50	239,487.50	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	821	87.10	71,509.10	
EVEREST RE GROUP LTD	314	203.12	63,779.68	
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	1,267	28.00	35,476.00	
GLOBE LIFE INC	632	80.02	50,572.64	
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	1,576	41.23	64,978.48	
LINCOLN NATIONAL CORP	1,123	32.22	36,183.06	
LOEWS CORP	1,483	37.42	55,493.86	
MARSH & MCLENNAN COS	2,167	99.44	215,486.48	
METLIFE INC	2,632	34.43	90,619.76	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	1,480	31.58	46,738.40	
PROGRESSIVE CORP	2,551	80.47	205,278.97	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	1,399	58.61	81,995.39	
REINSURANCE GROUP OF AMERICA	310	107.02	33,176.20	
RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	290	164.03	47,568.70	
TRAVELERS COS INC/THE	1,016	108.02	109,748.32	
UNUM GROUP	1,026	16.36	16,785.36	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	588	197.00	115,836.00	
WR BERKLEY CORP	853	58.70	50,071.10	
CBRE GROUP INC - A	1,888	43.86	82,807.68	
ACCENTURE PLC-CL A	2,649	178.10	471,786.90	
ADOBE INC	2,140	340.76	729,237.10	
AKAMAI TECHNOLOGIES	970	100.50	97,485.00	
ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP	483	36.41	17,586.03	
ANSYS INC	467	254.80	118,991.60	
AUTODESK INC	1,086	172.22	187,030.92	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	1,835	143.87	264,001.45	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	612	106.95	65,453.40	

CADENCE DESIGN SYS INC	1,408	76.32	107,465.60
CDK GLOBAL INC	790	35.77	28,258.30
CHECK POINT SOFTWARE TECH	750	103.78	77,835.00
CITRIX SYSTEMS INC	647	143.76	93,012.72
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	2,327	54.07	125,820.89
DXC TECHNOLOGY CO	2,280	15.38	35,066.40
FIDELITY NATIONAL INFORMATION SERVICES	2,867	123.79	354,905.93
FISERV INC	2,713	96.85	262,754.05
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	369	221.84	81,858.96
FORTINET INC	891	109.35	97,430.85
GARTNER INC	618	105.97	65,489.46
GLOBAL PAYMENTS INC	1,468	146.29	214,753.72
GODADDY INC - CLASS A	1,102	63.84	70,351.68
INTL BUSINESS MACHINES CORP	3,657	123.91	453,138.87
INTUIT INC	1,128	261.32	294,768.96
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	447	168.00	75,096.00
LEIDOS HOLDINGS INC	745	95.57	71,199.65
MASTERCARD INC-CLASS A	3,851	270.72	1,042,542.72
MICROSOFT CORP	31,493	173.70	5,470,334.10
NORTONLIFELOCK INC	3,118	19.07	59,460.26
ORACLE CORPORATION	9,970	54.00	538,380.00
PALO ALTO NETWORKS INC	468	187.93	87,951.24
PAYCHEX INC	1,164	66.14	76,986.96
PAYPAL HOLDINGS INC	5,076	109.78	557,268.66
SALESFORCE.COM INC	3,781	157.71	596,301.51
SERVICENOW INC	906	302.09	273,693.54
SPLUNK INC	795	132.92	105,671.40
SQUARE INC - A	1,882	62.41	117,455.62
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	1,486	49.98	74,270.28
SYNOPSYS INC	822	147.43	121,187.46
VERISIGN INC	538	204.34	109,934.92
VISA INC-CLASS A SHARES	7,320	174.62	1,278,218.40
VMWARE INC-CLASS A	521	136.06	70,887.26
WESTERN UNION CO	2,454	20.16	49,472.64
WORKDAY INC-CLASS A	876	149.45	130,918.20
AMPHENOL CORP-CL A	1,319	82.47	108,777.93
APPLE INC	19,267	287.05	5,530,592.35
ARISTA NETWORKS INC	288	207.31	59,705.28
CDW CORP/DE	790	106.75	84,332.50
CISCO SYSTEMS INC	17,916	42.78	766,446.48
COGNEX CORP	912	46.73	42,617.76

CORNING INC	3,211	20.70	66,467.70
F5 NETWORKS INC	475	122.98	58,415.50
FLIR SYSTEMS INC	999	34.88	34,845.12
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	6,393	10.36	66,231.48
HP INC	6,561	15.92	104,451.12
JUNIPER NETWORKS INC	1,951	22.48	43,858.48
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	891	94.86	84,520.26
MOTOROLA SOLUTIONS INC	773	152.79	118,106.67
NETAPP INC	1,122	43.14	48,403.08
SEAGATE TECHNOLOGY	1,135	51.43	58,373.05
TE CONNECTIVITY LTD	1,435	69.97	100,406.95
TRIMBLE INC	1,759	32.57	57,290.63
WESTERN DIGITAL CORP	1,587	44.77	71,049.99
XEROX HOLDINGS CORP	1,051	19.00	19,969.00
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	263	206.88	54,409.44
AT&T INC	31,244	31.13	972,625.72
T-MOBILE US INC	1,632	89.62	146,259.84
VERIZON COMMUNICATIONS INC	17,618	58.14	1,024,310.52
AMEREN CORPORATION	1,013	77.17	78,173.21
AMERICAN ELECTRIC POWER	1,966	86.25	169,567.50
AMERICAN WATER WORKS CO INC	806	133.61	107,689.66
ATMOS ENERGY CORP	748	108.11	80,866.28
CENTERPOINT ENERGY INC	3,188	17.00	54,196.00
CMS ENERGY CORP	1,461	62.27	90,976.47
CONSOLIDATED EDISON INC	1,396	89.30	124,662.80
DOMINION ENERGY INC	3,534	82.02	289,858.68
DTE ENERGY COMPANY	916	108.34	99,239.44
DUKE ENERGY CORP	3,077	90.42	278,222.34
EDISON INTERNATIONAL	1,565	59.86	93,680.90
ENTERGY CORP	954	100.66	96,029.64
ESSENTIAL UTILITIES INC	1,464	44.30	64,855.20
EVERGY INC	1,303	62.54	81,489.62
EVERSOURCE ENERGY	1,496	91.40	136,734.40
EXELON CORP	4,109	39.07	160,538.63
FIRSTENERGY CORP	2,322	45.47	105,581.34
NEXTERA ENERGY INC	2,112	242.38	511,906.56
NISOURCE INC	2,268	26.62	60,374.16
OGE ENERGY CORP	1,231	32.93	40,536.83
PINNACLE WEST CAPITAL	777	81.83	63,581.91
PPL CORPORATION	3,066	26.52	81,310.32
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	2,085	53.48	111,505.80
SEMPRA ENERGY	1,253	127.93	160,296.29

SOUTHERN CO	4,458	59.00	263,022.00	
WEC ENERGY GROUP INC	1,434	99.33	142,439.22	
XCEL ENERGY INC	2,273	66.25	150,586.25	
ADVANCED MICRO DEVICES	4,877	54.93	267,893.61	
ANALOG DEVICES	1,767	103.02	182,036.34	
APPLIED MATERIALS INC	4,086	52.47	214,392.42	
BROADCOM INC	1,804	267.63	482,804.52	
INTEL CORP	18,830	60.66	1,142,227.80	
KLA CORPORATION	771	161.73	124,693.83	
LAM RESEARCH CORP	703	272.51	191,574.53	
MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	1,386	53.20	73,735.20	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	1,307	81.94	107,095.58	
MICRON TECHNOLOGY INC	5,130	47.62	244,290.60	
NVIDIA CORP	2,609	283.95	740,825.55	
NXP SEMICONDUCTORS NV	1,376	92.28	126,977.28	
QUALCOMM INC	5,032	77.55	390,231.60	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	880	95.69	84,207.20	
TEXAS INSTRUMENTS	4,037	110.95	447,905.15	
XILINX INC	1,111	85.92	95,457.12	
米ドル小計	1,256,172		104,049,135.65 (11,151,986,358)	
	銘柄数	490		
	比率	66.4%	71.1%	
加ドル	株	加ドル	加ドル	
CAMECO CORP	3,584	12.88	46,161.92	
CANADIAN NATURAL RESOURCES	5,899	18.24	107,597.76	
CENOVUS ENERGY INC	5,807	3.62	21,021.34	
ENBRIDGE INC	8,935	40.96	365,977.60	
HUSKY ENERGY INC	4,684	4.38	20,515.92	
IMPERIAL OIL LTD	1,428	17.43	24,890.04	
INTER PIPELINE LTD	3,849	10.19	39,221.31	
KEYERA CORP	2,237	15.98	35,747.26	
OVINTIV INC	1,471	6.09	8,958.39	
PEMBINA PIPELINE CORP	3,544	28.03	99,338.32	
PRAIRIESKY ROYALTY LTD	2,024	8.67	17,548.08	
SUNCOR ENERGY INC	6,544	22.62	148,025.28	
TC ENERGY CORP	4,293	66.64	286,085.52	
AGNICO EAGLE MINES LTD	1,577	73.50	115,909.50	
BARRICK GOLD CORP	8,109	34.00	275,706.00	
CCL INDUSTRIES INC - CL B	1,067	44.14	47,097.38	
FRANCO-NEVADA CORP	897	171.48	153,817.56	
NUTRIEN LTD	2,479	49.21	121,991.59	

WHEATON PRECIOUS METALS CORP	2,468	46.98	115,946.64	
CAE INC	1,851	19.97	36,964.47	
THOMSON REUTERS CORP	1,049	100.46	105,382.54	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	3,002	109.92	329,979.84	
CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	632	316.78	200,204.96	
MAGNA INTERNATIONAL INC	1,243	50.32	62,547.76	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	1,344	22.10	29,702.40	
RESTAURANT BRANDS INTERN	1,696	59.34	100,640.64	
SHAW COMMUNICATIONS INC-B	3,079	22.71	69,924.09	
CANADIAN TIRE CORP -CL A	421	95.58	40,239.18	
DOLLARAMA INC	1,642	42.29	69,440.18	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	3,928	36.13	141,918.64	
LOBLAW COMPANIES LTD	1,261	73.17	92,267.37	
METRO INC	1,634	59.47	97,173.98	
WESTON (GEORGE) LTD	498	101.84	50,716.32	
SAPUTO INC	1,265	35.20	44,528.00	
BANK OF MONTREAL	2,693	72.99	196,562.07	
BANK OF NOVA SCOTIA	5,060	55.53	280,981.80	
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	1,828	83.84	153,259.52	
NATIONAL BANK OF CANADA	2,016	54.64	110,154.24	
ROYAL BANK OF CANADA	5,932	87.39	518,397.48	
TORONTO-DOMINION BANK	7,614	58.75	447,322.50	
BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	6,535	47.54	310,673.90	
IGM FINANCIAL INC	1,108	25.17	27,888.36	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	155	407.71	63,195.05	
GREAT-WEST LIFECO INC	2,531	23.06	58,364.86	
INTACT FINANCIAL CORP	806	142.61	114,943.66	
MANULIFE FINANCIAL CORP	7,153	17.49	125,105.97	
POWER CORP OF CANADA	3,880	21.22	82,333.60	
SUN LIFE FINANCIAL INC	1,848	46.96	86,782.08	
CGI INC	1,036	83.63	86,640.68	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	93	1,320.50	122,806.50	
OPEN TEXT CORP	1,814	52.20	94,690.80	
SHOPIFY INC - CLASS A	503	690.33	347,235.99	
BCE INC	1,092	58.55	63,936.60	
ROGERS COMMUNICATIONS -CL B	1,902	60.62	115,299.24	
TELUS CORP	1,600	23.29	37,264.00	
CANADIAN UTILITIES LTD-A	1,142	35.80	40,883.60	
FORTIS INC	2,246	55.05	123,642.30	
HYDRO ONE LTD	2,610	26.59	69,399.90	

加ドル小計	158,638		7,200,952.48 (555,265,445)	
	銘柄数	58		
	比率	3.3%	3.5%	
ユーロ	株	ユーロ	ユーロ	
ENI SPA	8,972	9.16	82,246.32	
Galp Energia SGPS SA	2,148	10.16	21,823.68	
Koninklijke Vopak NV	567	48.41	27,448.47	
NESTE OYJ	1,731	29.99	51,912.69	
OMV AG	1,215	31.34	38,078.10	
REPSOL SA	7,658	8.04	61,600.95	
TENARIS SA	2,391	5.92	14,169.06	
TOTAL SA	9,891	32.66	323,040.06	
AIR LIQUIDE	1,887	124.70	235,308.90	
AKZO NOBEL	894	64.12	57,323.28	
ARCELORMITTAL	4,956	9.31	46,150.27	
BASF SE	3,530	46.55	164,321.50	
COVESTRO AG	609	30.37	18,495.33	
CRH PLC(DUBLIN)	3,327	25.95	86,335.65	
EVONIK INDUSTRIES AG	947	22.63	21,430.61	
FUCHS PETROLUB SE -PREF	618	37.22	23,001.96	
HEIDELBERGCEMENT AG	796	42.31	33,678.76	
KONINKLIJKE DSM NV	728	110.95	80,771.60	
LANXESS	584	41.77	24,393.68	
SOLVAY SA	383	70.48	26,993.84	
STORA ENSO OYJ-R SHS	2,226	10.29	22,905.54	
SYMRISE AG	762	91.82	69,966.84	
UMICORE	1,212	37.17	45,050.04	
UPM-KYMMENE OYJ	1,836	25.08	46,046.88	
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	1,270	20.57	26,123.90	
AIRBUS SE	2,612	60.00	156,720.00	
ALSTOM	1,330	38.70	51,471.00	
ANDRITZ AG	671	30.50	20,465.50	
BOUYGUES	1,261	28.85	36,379.85	
BRENTAG AG	677	36.97	25,028.69	
COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	2,137	25.11	53,660.07	
Eiffage SA	479	73.40	35,158.60	
FERROVIAL SA	2,991	24.14	72,202.74	
GEA GROUP AG	1,128	21.43	24,173.04	
KINGSPAN GROUP PLC	801	44.88	35,948.88	
KONE OYJ-B	1,244	52.34	65,110.96	
Legrand SA	858	60.20	51,651.60	
MTU AERO ENGINES AG	323	124.30	40,148.90	

SAFRAN SA	1,542	79.76	122,989.92
SCHNEIDER ELECTRIC SE	2,241	82.30	184,434.30
SIEMENS AG	3,151	82.79	260,871.29
THALES SA	525	72.50	38,062.50
VINCI S.A.	2,183	77.04	168,178.32
WARTSILA	1,714	7.00	11,998.00
Bureau Veritas SA	1,530	18.87	28,871.10
RANDSTAD NV	627	32.75	20,534.25
TELEPERFORMANCE	322	203.00	65,366.00
WOLTERS KLUWER	942	66.06	62,228.52
AENA SME SA	382	125.00	47,750.00
Aéroports de Paris	233	94.30	21,971.90
ATLANTIA S.P.A	3,203	13.40	42,920.20
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	1,693	8.77	14,850.99
DEUTSCHE POST AG	3,708	26.22	97,223.76
GETLINK SE	3,562	11.15	39,716.30
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	1,241	51.36	63,737.76
CONTINENTAL AG	544	74.22	40,375.68
DAIMLER AG	3,799	29.40	111,690.60
FERRARI NV	554	141.45	78,363.30
MICHELIN (CGDE)-B	621	85.02	52,797.42
NOKIAN RENKAAT OYJ	730	19.44	14,191.20
PEUGEOT SA	2,603	12.63	32,875.89
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	786	45.29	35,597.94
RENAULT SA	1,007	18.02	18,154.19
VALEO SA	1,067	16.22	17,312.07
VOLKSWAGEN AG	297	134.20	39,857.40
VOLKSWAGEN AG PFD	640	123.14	78,809.60
ADIDAS AG	754	224.90	169,574.60
ESSILORLUXOTTICA	1,260	107.80	135,828.00
HERMES INTERNATIONAL	144	672.80	96,883.20
KERING	355	483.75	171,731.25
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	1,196	352.00	420,992.00
MONCLER SPA	1,184	33.70	39,900.80
PUMA AG	599	58.50	35,041.50
ACCOR SA	1,234	27.59	34,046.06
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	446	85.94	38,329.24
SODEXO	602	69.54	41,863.08
Eutelsat Communications	1,586	10.00	15,860.00
SES SA	2,318	5.83	13,513.94
UBISOFT ENTERTAINMENT	641	69.00	44,229.00

VIVENDI SA	3,718	21.13	78,561.34
DELIVERY HERO SE	706	66.62	47,033.72
INDITEX	4,012	26.36	105,756.32
PROSUS NV	2,220	62.86	139,549.20
CARREFOUR SA	3,404	14.50	49,358.00
COLRUYT SA	371	55.30	20,516.30
JERONIMO MARTINS	1,418	15.63	22,170.43
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	4,396	22.19	97,547.24
METRO AG	1,710	7.76	13,283.28
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	2,916	43.61	127,166.76
DANONE	2,531	61.26	155,049.06
DAVIDE CAMPARI-MILANO SPA	5,216	6.69	34,895.04
HEINEKEN HOLDING NV	710	70.15	49,806.50
HEINEKEN NV	985	74.88	73,756.80
KERRY GROUP PLC-A	681	101.00	68,781.00
PERNOD-RICARD	873	137.05	119,644.65
BEIERSDORF AG	635	94.26	59,855.10
HENKEL AG & CO KGAA	745	69.20	51,554.00
HENKEL AG AND CO KGAA VORZUG	445	79.46	35,359.70
L'OREAL	1,040	250.50	260,520.00
UNILEVER NV	6,033	46.68	281,620.44
FRESENIUS MEDICAL CARE AG & Co	906	64.06	58,038.36
Fresenius SE & CO KG	1,789	38.66	69,162.74
KONINKLIJKE PHILIPS NV	3,966	37.90	150,311.40
BAYER AG	4,263	58.89	251,048.07
GRIFOLS SA	1,816	30.40	55,206.40
MERCK KGAA	691	98.20	67,856.20
ORION OYJ	630	43.56	27,442.80
QIAGEN N V	1,408	36.80	51,814.40
RECORDATI SPA	948	38.50	36,498.00
SANOFI	4,953	82.65	409,365.45
UCB SA	686	80.34	55,113.24
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	24,458	2.93	71,784.23
BANCO SANTANDER S.A	67,419	2.12	142,995.69
Bankinter SA	5,626	3.59	20,231.09
BNP PARIBAS	4,582	27.81	127,425.42
CaixaBank SA	21,913	1.68	37,011.05
COMMERZBANK AG	7,181	3.37	24,199.97
CREDIT AGRICOLE SA	6,068	6.78	41,177.44
ERSTE GROUP BANK AG	2,124	18.74	39,814.38
FINCOBANK SPA	4,184	9.56	39,999.04
ING GROEP NV-CVA	17,091	5.10	87,232.46



INTESA SANPAOLO	71,258	1.40	100,202.99
KBC GROEP NV	1,056	46.64	49,251.84
MEDIOBANCA SPA	6,168	5.31	32,752.08
SOCIETE GENERALE-A	3,577	14.67	52,496.05
UNICREDIT SPA	11,108	7.10	78,866.80
DEUTSCHE BANK AG -REG	10,330	6.20	64,138.97
DEUTSCHE BOERSE AG	830	135.65	112,589.50
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	553	75.30	41,640.90
Natixis	6,886	2.13	14,701.61
Wendel	243	79.85	19,403.55
AEGON NV	9,971	2.38	23,820.71
AGEAS	954	32.67	31,167.18
ALLIANZ SE	1,715	167.70	287,605.50
ASSICURAZIONI GENERALI	3,479	13.13	45,696.66
AXA	7,238	15.49	112,145.57
CNP ASSURANCES	2,086	8.92	18,617.55
HANNOVER RUECK SE	396	135.00	53,460.00
MAPFRE S.A.	10,951	1.74	19,142.34
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	567	193.00	109,431.00
NN GROUP NV	1,940	24.43	47,394.20
POSTE ITALIANE SPA	4,684	8.34	39,064.56
SAMPO OYJ-A SHS	1,558	28.63	44,605.54
SCOR SE	731	21.92	16,023.52
AROUNDTOWN SA	9,346	5.10	47,701.98
VONOVIA SE	2,522	45.16	113,893.52
ADYEN NV /WI	59	781.20	46,090.80
AMADEUS IT GROUP SA-A SHS	1,656	50.94	84,356.64
ATOS SE	470	61.18	28,754.60
CAPGEMINI	669	82.00	54,858.00
DASSAULT SYSTEMES SA	608	130.45	79,313.60
EDENRED	1,346	39.29	52,884.34
SAP SE	4,166	112.00	466,592.00
WIRECARD AG	626	121.90	76,309.40
WORLDLINE SA	845	61.42	51,899.90
NOKIA OYJ	24,551	3.08	75,715.28
CELLNEX TELECOM SAU	1,435	45.88	65,837.80
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	14,074	12.51	176,136.11
ELISA OYJ	778	55.86	43,459.08
KONIKLIJKE KPN NV	19,481	2.20	43,014.04
ORANGE	7,441	11.65	86,687.65
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI	11,781	2.58	30,477.44
TELEFONICA SA	18,074	4.32	78,115.82

UNITED INTERNET AG-REG SHARE	896	29.30	26,252.80	
E.ON SE	8,964	8.79	78,865.27	
ELECTRICITE DE FRANCE	4,020	7.95	31,983.12	
ENAGAS SA	1,063	19.87	21,127.12	
ENDESA SA	1,843	19.64	36,205.73	
ENEL SPA	35,663	6.44	229,919.36	
ENERGIAS DE PORTUGAL SA	14,684	3.71	54,551.06	
ENGIE	6,762	9.72	65,726.64	
FORTUM OYJ	2,126	15.64	33,250.64	
IBERDROLA SA	25,362	9.08	230,388.40	
NATURGY ENERGY GROUP SA	1,524	15.89	24,223.98	
RED ELECTRICA CORPORACION SA	1,640	15.69	25,731.60	
RWE AG	2,582	25.50	65,841.00	
SUEZ	2,471	9.79	24,210.85	
TERNA SPA	8,675	5.52	47,955.40	
UNIPER SE	1,151	23.54	27,094.54	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	2,775	19.00	52,725.00	
ASML HOLDING NV	1,917	263.25	504,650.25	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	5,990	16.84	100,871.60	
STMICROELECTRONICS NV	3,961	22.10	87,538.10	
ユーロ小計	771,159		14,027,202.60 (1,651,422,562)	
	銘柄数	183		
	比率	9.8%	10.5%	
英ポンド	株	英ポンド	英ポンド	
BP PLC	87,150	3.21	279,838.65	
ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	16,875	14.45	243,843.75	
ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	16,788	14.21	238,557.48	
ANGLO AMERICAN PLC	4,989	14.38	71,781.73	
BHP GROUP PLC	8,634	13.12	113,329.88	
CRODA INTERNATIONAL PLC	600	46.85	28,110.00	
GLENCORE PLC	47,739	1.43	68,333.60	
JOHNSON MATTHEY PLC	746	19.99	14,916.27	
MONDI PLC	2,176	13.35	29,060.48	
RIO TINTO PLC	5,098	38.23	194,896.54	
ASHTAD GROUP PLC	2,971	18.87	56,077.62	
BAE SYSTEMS PLC	13,277	5.28	70,208.77	
BUNZL PLC	1,853	17.28	32,019.84	
FERGUSON PLC	1,031	51.88	53,488.28	
MEGGITT PLC	6,829	2.64	18,062.70	
MELROSE INDUSTRIES PLC	32,782	0.96	31,536.28	
SMITHS GROUP PLC	2,542	12.20	31,012.40	
SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	404	83.50	33,734.00	

WEIR GROUP PLC/THE	1,962	8.89	17,450.02
EXPERIAN PLC	3,828	22.86	87,508.08
G4S PLC	15,303	1.06	16,236.48
INTERTEK GROUP PLC	932	48.93	45,602.76
RELX PLC	8,039	17.74	142,611.86
RENTOKIL INITIAL PLC	12,681	4.04	51,256.60
BURBERRY GROUP PLC	1,594	14.37	22,905.78
PERSIMMON PLC	1,518	19.73	29,950.14
CARNIVAL PLC	1,587	9.10	14,444.87
COMPASS GROUP PLC	6,647	12.53	83,286.91
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	1,219	34.15	41,628.85
Whitbread PLC	796	27.62	21,985.52
ITV PLC	24,780	0.72	17,965.50
WPP PLC	7,261	5.73	41,634.57
KINGFISHER PLC	11,068	1.48	16,435.98
MARKS & SPENCER GROUP PLC	10,312	1.06	11,008.06
NEXT PLC	598	47.40	28,345.20
MORRISON <WM.> SUPERMARKETS	19,300	1.83	35,328.65
TESCO PLC	43,044	2.35	101,196.44
Associated British Foods PLC	1,954	19.92	38,923.68
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	9,999	29.18	291,820.81
DIAGEO PLC	9,653	26.24	253,294.72
IMPERIAL BRANDS PLC	3,664	16.22	59,430.08
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	3,073	64.48	198,147.04
UNILEVER PLC	4,727	41.97	198,392.19
SMITH & NEPHEW PLC	4,013	15.37	61,699.87
ASTRAZENECA PLC	5,892	76.06	448,145.52
GLAXOSMITHKLINE PLC	21,947	15.70	344,567.90
BARCLAYS PLC	69,262	0.93	64,794.60
HSBC HOLDINGS PLC	86,680	4.27	370,513.66
LLOYDS BANKING GROUP PLC	288,523	0.31	91,707.03
ROYAL BANK OF SCOTLAND GROU	29,831	1.14	34,290.73
STANDARD CHARTERED PLC	12,627	4.24	53,563.73
3I GROUP PLC	5,668	7.46	42,283.28
HARGREAVES LANSDOWN PLC	1,890	15.32	28,954.80
London Stock Exchange Group PLC	1,501	72.44	108,732.44
M&G PLC	14,455	1.46	21,104.30
SCHRODERS PLC	900	25.88	23,292.00
ST JAMES'S PLACE PLC	4,523	8.28	37,468.53
STANDARD LIFE ABERDEEN PLC	13,130	2.21	29,135.47
ADMIRAL GROUP PLC	1,239	22.12	27,406.68
AVIVA PLC	13,298	2.56	34,056.17

DIRECT LINE INSURANCE GROUP	6,516	2.67	17,404.23	
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	26,661	2.06	55,081.62	
PRUDENTIAL PLC	10,872	10.14	110,242.08	
RSA INSURANCE GROUP PLC	4,358	3.71	16,168.18	
SAGE GROUP PLC/THE	5,798	6.24	36,214.30	
BT GROUP PLC	33,243	1.24	41,271.18	
VODAFONE GROUP PLC	119,319	1.11	133,613.41	
CENTRICA PLC	33,466	0.33	11,097.32	
NATIONAL GRID PLC	14,323	8.97	128,591.89	
SEVERN TRENT PLC	1,577	22.77	35,908.29	
SSE PLC	4,258	12.23	52,075.34	
英ポンド小計	1,293,793		5,934,983.61 (802,528,483)	
	銘柄数	71		
	比率	4.8%	5.1%	
スイスフラン	株	スイスフラン	スイスフラン	
CLARIANT AG-REG	1,407	18.43	25,931.01	
GIVAUDAN-REG	32	3,220.00	103,040.00	
LAFARGEHOLCIM LTD	1,992	37.39	74,480.88	
SIKA AG-REG	563	168.00	94,584.00	
ABB LTD	7,322	17.60	128,903.81	
GEBERIT AG-REG	154	411.80	63,417.20	
Schindler Holding AG	156	219.40	34,226.40	
Schindler Holding AG	157	211.00	33,127.00	
ADECCO GROUP AG(REG)	598	39.54	23,644.92	
SGS SA	22	2,254.00	49,588.00	
KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	319	139.30	44,436.70	
CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	2,188	55.58	121,609.04	
THE SWATCH GROUP AG-B	195	203.80	39,741.00	
BARRY CALLEBAUT AG-REG	20	1,951.00	39,020.00	
Lindt & Spruengli AG	7	7,995.00	55,965.00	
NESTLE SA-REGISTERED	12,754	103.46	1,319,528.84	
ALCON INC	1,977	50.52	99,878.04	
SONOVA HOLDING AG	310	178.50	55,335.00	
STRAUMANN HOLDING AG-REG	62	755.80	46,859.60	
LONZA GROUP AG-REG	393	411.60	161,758.80	
NOVARTIS AG-REG SHS	9,134	82.80	756,295.20	
ROCHE HOLDING AG-GENUSSS	3,071	314.95	967,211.45	
CREDIT SUISSE GROUP AG	12,489	8.40	104,932.57	
JULIUS BAER GROUP LTD	1,512	35.31	53,388.72	
PARTNERS GROUP HOLDING AG	88	762.20	67,073.60	
UBS GROUP AG	15,990	9.48	151,585.20	

Baloise Holding AG	284	143.10	40,640.40	
SWISS LIFE HOLDING AG	206	339.40	69,916.40	
SWISS RE AG	1,275	78.14	99,628.50	
ZURICH INSURANCE GROUP AG	631	319.10	201,352.10	
SWISS PRIME SITE	483	91.75	44,315.25	
TEMENOS GROUP AG-REG	457	120.00	54,840.00	
SWISSCOM AG-REG	135	522.00	70,470.00	
スイスフラン小計	76,383		5,296,724.63 (591,220,403)	
	銘柄数	33		
	比率	3.5%	3.8%	
スウェーデンクローネ	株	スウェーデン クローネ	スウェーデン クローネ	
LUNDIN ENERGY AB	1,141	212.90	242,918.90	
BOLIDEN AB	1,869	205.90	384,827.10	
ALFA LAVAL AB	1,476	188.00	277,488.00	
ASSA ABLOY AB-B	3,534	185.35	655,026.90	
ATLAS COPCO AB-A SHS	2,304	343.00	790,272.00	
ATLAS COPCO AB-B SHS	2,498	301.00	751,898.00	
EPIROC AB-A	3,252	102.20	332,354.40	
EPIROC AB-B	2,265	101.55	230,010.75	
SANDVIK AB	3,929	141.05	554,185.45	
SKANSKA AB-B SHS	1,939	167.95	325,655.05	
SKF AB-B SHARES	1,549	140.45	217,557.05	
VOLVO AB-B SHS	4,665	125.65	586,157.25	
SECURITAS AB-B SHS	1,333	114.40	152,495.20	
Husqvarna AB	3,205	53.50	171,467.50	
HENNES & MAURITZ AB-B	3,867	139.30	538,673.10	
SWEDISH MATCH AB	910	594.80	541,268.00	
ESSITY AKTIEBOLAG-B	2,325	300.60	698,895.00	
NORDEA BANK ABP	11,848	58.17	689,198.16	
SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	8,683	69.24	601,210.92	
SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	7,426	82.00	608,932.00	
Swedbank AB	3,986	110.62	440,931.32	
Industrivarden AB	1,562	203.00	317,086.00	
INVESTOR AB-B SHS	1,601	484.30	775,364.30	
KINNEVIK AB-B	1,447	195.55	282,960.85	
ERICSSON LM-B SHS	14,095	82.40	1,161,428.00	
HEXAGON AB-B SHS	1,448	466.30	675,202.40	
Millicom International Cellular SA	636	302.60	192,453.60	
TELE2 AB-B SHS	3,383	138.95	470,067.85	
TELIA COMPANY AB	15,735	35.67	561,267.45	

スウェーデンクローネ小計	113,911		14,227,252.50 (153,654,327)	
	銘柄数	29		
	比率	0.9%	1.0%	
ノルウェークローネ	株	ノルウェークローネ	ノルウェークローネ	
EQUINOR ASA	3,837	134.65	516,652.05	
NORSK HYDRO ASA	13,172	22.20	292,418.40	
YARA INTERNATIONAL ASA	961	360.90	346,824.90	
SCHIBSTED ASA-B SHS	1,116	201.60	224,985.60	
MOWI ASA	2,154	180.55	388,904.70	
ORKLA ASA	3,830	92.28	353,432.40	
GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	1,579	191.00	301,589.00	
TELENOR ASA	3,684	159.00	585,756.00	
ノルウェークローネ小計	30,333		3,010,563.05 (31,279,750)	
	銘柄数	8		
	比率	0.2%	0.2%	
デンマーククローネ	株	デンマーククローネ	デンマーククローネ	
CHRISTIAN HANSEN HOLDING A/S	647	541.00	350,027.00	
NOVOZYMES A/S-B SHARES	935	323.30	302,285.50	
VESTAS WIND SYSTEMS A/S	906	605.20	548,311.20	
AP MOLLER-MAERSK A/S-A	20	6,130.00	122,600.00	
AP MOLLER-MAERSK A/S-B	33	6,600.00	217,800.00	
DSV PANALPINA A/S	1,035	642.40	664,884.00	
PANDORA A/S	461	230.40	106,214.40	
CARLSBERG AS-B	664	792.00	525,888.00	
COLOPLAST-B	583	1,036.00	603,988.00	
DEMANT A/S	938	163.00	152,894.00	
H LUNDBECK A/S	903	220.10	198,750.30	
NOVO NORDISK A/S-B	7,653	407.05	3,115,153.65	
DANSKE BANK A/S	3,195	74.46	237,899.70	
ORSTED A/S	872	689.00	600,808.00	
デンマーククローネ小計	18,845		7,747,503.75 (122,255,609)	
	銘柄数	14		
	比率	0.7%	0.8%	
豪ドル	株	豪ドル	豪ドル	
CALTEX AUSTRALIA LIMITED	1,464	24.02	35,165.28	
ORIGIN ENERGY LIMITED	7,799	5.21	40,632.79	
SANTOS LTD	9,771	4.56	44,555.76	
WOODSIDE PETROLEUM LTD	3,353	22.00	73,766.00	
ALUMINA LTD	29,220	1.53	44,706.60	

BHP GROUP LIMITED	12,271	31.66	388,499.86	
FORTESCUE METALS GROUP LTD	7,148	11.57	82,702.36	
INCITEC PIVOT LTD	17,138	2.25	38,560.50	
NEWCREST MINING LIMITED	4,166	28.82	120,064.12	
ORICA LTD	3,165	17.24	54,564.60	
RIO TINTO LIMITED	1,551	90.83	140,877.33	
SOUTH32 LTD	37,634	2.06	77,526.04	
BRAMBLES LTD	8,165	10.97	89,570.05	
SEEK LTD	2,406	16.72	40,228.32	
SYDNEY AIRPORT	8,242	5.78	47,638.76	
TRANSURBAN GROUP	14,095	12.91	181,966.45	
TABCORP HOLDINGS LIMITED	16,661	2.96	49,316.56	
WESFARMERS LIMITED	4,008	37.81	151,542.48	
COLES GROUP LTD	5,848	16.33	95,497.84	
WOOLWORTHS GROUP LTD	5,145	36.14	185,940.30	
COCA-COLA AMATIL LIMITED	4,166	9.55	39,785.30	
TREASURY WINE ESTATES LTD	4,549	10.73	48,810.77	
COCHLEAR LIMITED	415	197.56	81,987.40	
SONIC HEALTHCARE LTD	3,459	24.38	84,330.42	
CSL LIMITED	2,086	325.97	679,973.42	
AUST AND NZ BANKING GROUP LTD	11,321	16.78	189,966.38	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	7,475	62.75	469,056.25	
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	12,269	16.54	202,929.26	
WESTPAC BANKING CORPORATION	14,447	16.27	235,052.69	
AMP LIMITED	21,557	1.43	30,934.29	
AUSTRALIAN STOCK EXCHANGE	1,150	79.29	91,183.50	
MACQUARIE GROUP LTD	1,455	101.81	148,133.55	
INSURANCE AUSTRALIA GROUP	11,065	6.12	67,717.80	
QBE INSURANCE GROUP LIMITED	6,350	9.11	57,848.50	
SUNCORP GROUP LTD	7,526	9.35	70,368.10	
LENDLEASE GROUP	2,856	11.72	33,472.32	
COMPUTERSHARE LIMITED	3,539	11.29	39,955.31	
TELSTRA CORP LTD	20,781	3.16	65,667.96	
AGL ENERGY LTD	3,070	17.75	54,492.50	
豪ドル小計	338,786		4,674,987.72 (321,966,404)	
	銘柄数	39		
	比率	1.9%	2.1%	
ニュージーランドドル	株	ニュージーランド ドル	ニュージーランド ドル	
AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	5,670	5.82	32,999.40	
A2 MILK CO LTD	4,186	18.37	76,896.82	
RYMAN HEALTHCARE LTD	3,391	11.35	38,487.85	

SPARK NEW ZEALAND LTD	11,286	4.34	48,981.24	
MERIDIAN ENERGY LTD	11,495	4.40	50,578.00	
ニュージーランドドル小計	36,028		247,943.31 (16,210,533)	
	銘柄数	5		
	比率	0.1%	0.1%	
香港ドル	株	香港ドル	香港ドル	
CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	12,328	57.95	714,407.60	
NWS HOLDINGS LTD	19,500	8.39	163,605.00	
TECHTRONIC INDUSTRIES CO	8,500	57.30	487,050.00	
MTR CORPORATION	11,000	43.00	473,000.00	
YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG	8,000	13.06	104,480.00	
Galaxy Entertainment Group Limited	13,000	48.35	628,550.00	
Sands China Ltd	15,600	30.20	471,120.00	
WH Group Limited	55,000	7.76	426,800.00	
BANK OF EAST ASIA	14,440	17.16	247,790.40	
BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	22,500	24.50	551,250.00	
HANG SENG BANK	2,400	138.80	333,120.00	
HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	5,500	249.40	1,371,700.00	
AIA GROUP LTD	52,200	71.90	3,753,180.00	
CK ASSET HOLDINGS LIMITED	11,828	48.25	570,701.00	
HENDERSON LAND DEVELOPMENT	10,403	32.20	334,976.60	
SINO LAND CO	29,800	10.22	304,556.00	
SUN HUNG KAI PROPERTIES	6,500	108.00	702,000.00	
SWIRE PACIFIC LTD A	4,500	51.30	230,850.00	
SWIRE PROPERTIES LTD	12,600	21.85	275,310.00	
HKT Trust / HKT Ltd	31,000	11.96	370,760.00	
CK Infrastructure Holdings Ltd (CKI)	5,500	47.75	262,625.00	
CLP HOLDINGS LIMITED	7,000	81.30	569,100.00	
HONG KONG & CHINA GAS	45,925	14.44	663,157.00	
POWER ASSETS HOLDINGS LIMITED	9,000	52.05	468,450.00	
ASM PACIFIC TECHNOLOGY	2,800	79.90	223,720.00	
香港ドル小計	416,824		14,702,258.60 (203,332,236)	
	銘柄数	25		
	比率	1.2%	1.3%	
シンガポールドル	株	シンガポールドル	シンガポールドル	
KEPPEL CORP LTD	10,200	5.67	57,834.00	
SINGAPORE TECH ENGINEERING	13,600	3.38	45,968.00	
COMFORTDELGRO CORP LTD	21,500	1.57	33,755.00	
SINGAPORE AIRLINES LTD	7,300	6.25	45,625.00	
GENTING SINGAPORE LTD	52,100	0.74	38,814.50	



SINGAPORE PRESS HOLDINGS	21,800	1.52	33,136.00	
DBS GROUP HOLDINGS LTD	7,000	19.86	139,020.00	
OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	11,300	9.12	103,056.00	
UNITED OVERSEAS BANK	4,100	20.70	84,870.00	
CITY DEVELOPMENTS	4,800	7.92	38,016.00	
UNITED OVERSEAS LAND LTD	5,900	6.81	40,179.00	
SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	34,900	2.82	98,418.00	
シンガポールドル小計	194,500		758,691.50 (57,546,750)	
	銘柄数	12		
	比率	0.3%	0.4%	
イスラエルシュケル	株	イスラエル シュケル	イスラエル シュケル	
ISRAEL CHEMICALS LTD	3,551	11.45	40,658.95	
BANK HAPOLIM BM	8,608	20.40	175,603.20	
BANK LEUMI LE-ISRAEL	10,216	18.57	189,711.12	
MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	1,800	66.52	119,736.00	
NICE LTD	455	559.00	254,345.00	
イスラエルシュケル小計	24,630		780,054.27 (23,323,622)	
	銘柄数	5		
	比率	0.1%	0.1%	
合計	株 4,730,002		円 15,681,992,482 (15,681,992,482)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## (2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル			米ドル	
		AMERICAN TOWER CORP	1,984	506,118.40	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	543	90,697.29	
		BOSTON PROPERTIES INC	556	58,758.08	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	660	57,426.60	
		CROWN CASTLE INTL CORP	1,806	299,398.68	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	1,156	167,481.28	
		DUKE REALTY CORP	2,250	80,122.50	
		EQUINIX INC	351	241,800.39	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES INC	1,143	73,414.89	
		EQUITY RESIDENTIAL	1,420	97,866.40	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	245	61,891.90	
EXTRA SPACE STORAGE INC	721	68,942.02			

	FEDERAL REALTY INVS TRUST	411	34,770.60	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	2,519	68,869.46	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	3,906	44,684.64	
	IRON MOUNTAIN INC	1,621	43,232.07	
	KIMCO REALTY CORP	2,387	25,612.51	
	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	3,368	59,680.96	
	MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC	601	68,526.02	
	NATIONAL RETAIL PROPERTIES INC	1,332	45,687.60	
	PROLOGIS INC	3,151	280,911.65	
	PUBLIC STORAGE	620	127,019.40	
	REALTY INCOME CORP	1,487	83,732.97	
	REGENCY CENTERS CORP	962	42,279.90	
	SBA COMMUNICATIONS CORP	474	143,437.14	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	1,077	72,966.75	
	SL GREEN REALTY CORP	445	23,407.00	
	SUN COMMUNITIES INC	592	77,036.96	
	UDR INC	1,538	60,535.68	
	VENTAS INC	2,065	68,516.70	
	VORNADO REALTY TRUST	801	35,412.21	
	WELLTOWER INC	1,924	102,645.40	
	WEYERHAEUSER CO	3,015	61,294.95	
	WP CAREY INC	1,125	75,577.50	
米ドル小計		48,256	3,449,756.50 (369,744,901)	
	銘柄数	34		
	比 率	2.2%	85.2%	
加ドル	RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,732	加ドル 29,253.48	
加ドル小計		1,732	29,253.48 (2,255,735)	
	銘柄数	1		
	比 率	0.0%	0.5%	
ユーロ	COVIVIO	366	ユーロ 21,685.50	
	GECINA SA	267	32,947.80	
	KLEPIERRE	1,044	18,421.38	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	682	40,047.04	
ユーロ小計		2,359	113,101.72 (13,315,465)	
	銘柄数	4		
	比 率	0.1%	3.1%	

英ポンド	BRITISH LAND CO PLC	5,456	英ポンド 21,785.80
	LAND SECURITIES GROUP PLC	4,083	26,931.46
	SEGRO PLC	6,133	50,290.60
英ポンド 小計		15,672	99,007.86 (13,387,842)
	銘柄数	3	
	比率	0.1%	3.1%
豪ドル	DEXUS	5,853	豪ドル 54,901.14
	GOODMAN GROUP	9,838	132,714.62
	GPT GROUP	8,597	35,419.64
	MIRVAC GROUP	22,399	51,069.72
	SCENTRE GROUP	21,803	45,132.21
	STOCKLAND	14,113	41,068.83
豪ドル小計		82,603	360,306.16 (24,814,285)
	銘柄数	6	
	比率	0.1%	5.7%
香港ドル	LINK REIT	7,500	香港ドル 517,500.00
香港ドル 小計		7,500	517,500.00 (7,157,025)
	銘柄数	1	
	比率	0.0%	1.7%
シンガポール ドル	CAPITALAND MALL TRUST	22,400	シンガポール ドル 40,544.00
シンガポール ドル小計		22,400	40,544.00 (3,075,262)
	銘柄数	1	
	比率	0.0%	0.7%
投資証券合計			円 433,750,515 (433,750,515)
合計			円 433,750,515 (433,750,515)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、当中間計算期間(2020年4月16日から2020年10月15日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

## 中間財務諸表

## 【東京海上セレクション・外国株式インデックス】

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2020年 4月15日現在	当中間計算期間末 2020年10月15日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	14,573,029,135	23,047,880,105
未収入金	15,314,435	96,392,852
流動資産合計	14,588,343,570	23,144,272,957
資産合計	14,588,343,570	23,144,272,957
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	-	75,152,498
未払受託者報酬	1,498,498	2,091,049
未払委託者報酬	13,486,420	18,819,305
その他未払費用	329,517	330,000
流動負債合計	15,314,435	96,392,852
負債合計	15,314,435	96,392,852
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1 6,313,731,924	1 8,250,227,417
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	8,259,297,211	14,797,652,688
(分配準備積立金)	1,065,086,208	983,029,066
元本等合計	14,573,029,135	23,047,880,105
純資産合計	14,573,029,135	23,047,880,105
負債純資産合計	14,588,343,570	23,144,272,957

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前中間計算期間 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	当中間計算期間 自 2020年 4月16日 至 2020年10月15日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	76,736,643	3,526,150,281
<b>営業収益合計</b>	<b>76,736,643</b>	<b>3,526,150,281</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	1,071,458	2,091,049
委託者報酬	9,643,017	18,819,305
その他費用	267,774	330,000
<b>営業費用合計</b>	<b>10,982,249</b>	<b>21,240,354</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>87,718,892</b>	<b>3,504,909,927</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>87,718,892</b>	<b>3,504,909,927</b>
<b>中間純利益又は中間純損失( )</b>	<b>87,718,892</b>	<b>3,504,909,927</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	16,574,725	144,427,115
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>	<b>5,371,923,171</b>	<b>8,259,297,211</b>
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>2,050,003,025</b>	<b>3,952,796,305</b>
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,050,003,025	3,952,796,305
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>403,808,711</b>	<b>774,923,640</b>
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	403,808,711	774,923,640
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
<b>中間剰余金又は中間欠損金( )</b>	<b>6,946,973,318</b>	<b>14,797,652,688</b>

## (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間 自 2020年 4月16日 至 2020年10月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	前期 2020年 4月15日現在	当中間計算期間末 2020年10月15日現在
1. 1 期首元本額	3,480,718,536円	6,313,731,924円
期中追加設定元本額	3,651,309,495円	2,516,488,292円
期中一部解約元本額	818,296,107円	579,992,799円
2. 1 中間計算期間末日における受益権の総数	6,313,731,924口	8,250,227,417口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	当中間計算期間 自 2020年 4月16日 至 2020年10月15日
該当事項はありません。	同 左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	前期 2020年 4月15日現在	当中間計算期間末 2020年10月15日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額ははありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。  (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左  (2)デリバティブ取引 同左  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

## (1口当たり情報に関する注記)

前期 2020年 4月15日現在		当中間計算期間末 2020年10月15日現在	
1口当たり純資産額	2,3081円	1口当たり純資産額	2,7936円
(1万口当たり純資産額	23,081円)	(1万口当たり純資産額	27,936円)



（ご参考）

当ファンドは、「TMA外国株式インデックスマザーファンド」を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「TMA外国株式インデックスマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		2020年 4月15日現在	2020年10月15日現在
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		368,372,432	356,993,187
コール・ローン		29,498,702	70,041,307
株式		15,681,992,482	24,824,922,508
投資証券		433,750,515	586,444,831
派生商品評価勘定		68,550,945	19,415,966
未収配当金		18,632,965	18,060,852
差入委託証拠金		212,269,072	377,954,455
流動資産合計		16,813,067,113	26,253,833,106
資産合計		16,813,067,113	26,253,833,106
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		117,548	3,434,280
未払解約金		15,314,435	97,210,981
未払利息		8	43
流動負債合計		15,431,991	100,645,304
負債合計		15,431,991	100,645,304
純資産の部			
元本等			
元本	1	7,207,504,550	9,261,929,595
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		9,590,130,572	16,891,258,207
元本等合計		16,797,635,122	26,153,187,802
純資産合計		16,797,635,122	26,153,187,802
負債純資産合計		16,813,067,113	26,253,833,106

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2020年 4月16日 至 2020年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。  (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	2020年 4月15日現在	2020年10月15日現在
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	4,086,951,721円	7,207,504,550円
同期中における追加設定元本額	4,281,083,586円	2,814,688,731円
同期中における一部解約元本額	1,160,530,757円	760,263,686円
同中間期末における元本額	7,207,504,550円	9,261,929,595円
元本の内訳*		
L P S 4 資産分散ファンド（慎重型）	2,600,315円	2,224,325円
L P S 4 資産分散ファンド（安定重視型）	4,862,574円	4,153,593円
L P S 4 資産分散ファンド（バランス型）	14,054,568円	12,524,213円
L P S 4 資産分散ファンド（成長重視型）	19,864,645円	19,227,219円

L P S 4 資産分散ファンド(積極型)	19,891,160円	17,679,251円
東京海上セレクション・外国株式インデックス	6,252,908,751円	8,162,297,732円
東京海上・年金運用型戦略ファンド(年1回決算型)	69,700,227円	68,374,697円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035	1,272,064円	7,997,404円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045	769,398円	2,476,352円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055	1,049,095円	2,020,189円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065	1,105,235円	3,812,163円
T M A 外国株式インデックスV A < 適格機関投資家限定 >	85,731,115円	71,820,376円
東京海上・世界インデックス・バランス40 < 適格機関投資家限定 >	84,727,616円	101,539,816円
東京海上・世界インデックス・バランス60 < 適格機関投資家限定 >	648,967,787円	785,782,265円
計	7,207,504,550円	9,261,929,595円
2. 1 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	7,207,504,550口	9,261,929,595口

(注) \*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	2020年 4月15日現在	2020年10月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	--	----

(デリバティブ取引等に関する注記)  
取引の時価等に関する事項

(1) 株式関連  
(2020年4月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	714,035,968		782,482,537	68,446,569
	S&P 500 EMIN	492,362,142		548,502,215	56,140,073
	DJ EU STX 50	124,527,725		132,463,907	7,936,182
	FTSE 100 IDX	97,146,101		101,516,415	4,370,314
合計		714,035,968		782,482,537	68,446,569

(2020年10月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	721,599,727		737,544,883	15,945,156
	S&P 500 EMIN	512,386,730		531,279,322	18,892,592
	DJ EU STX 50	118,100,308		117,140,243	960,065
	FTSE 100 IDX	91,112,689		89,125,318	1,987,371
合計		721,599,727		737,544,883	15,945,156

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同中間計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(2) 通貨関連

(2020年4月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建	101,041,962		101,028,790	13,172
	米ドル	66,664,405		66,659,740	4,665
	加ドル	11,566,725		11,565,000	1,725
	スイスフラン	11,162,500		11,162,000	500
	スウェーデンクローネ	2,819,008		2,816,190	2,818
	デンマーククローネ	2,241,015		2,240,760	255
	豪ドル	1,239,645		1,239,480	165
	香港ドル	4,135,080		4,132,180	2,900
	シンガポールドル	1,213,584		1,213,440	144
	合計	101,041,962		101,028,790	13,172

(2020年10月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建	49,407,730		49,371,200	36,530
	米ドル	32,680,200		32,627,500	52,700
	ユーロ	9,906,880		9,891,200	15,680
	英ポンド	6,820,650		6,852,500	31,850
	合計	49,407,730		49,371,200	36,530

(注)1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。

- ・ 同中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報に関する注記)

2020年 4月15日現在		2020年10月15日現在	
1口当たり純資産額	2.3306円	1口当たり純資産額	2.8237円
(1万口当たり純資産額	23,306円)	(1万口当たり純資産額	28,237円)

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

2020年10月30日 現在

種類	金額
資産総額	21,846,362,153 円
負債総額	26,243,536 円
純資産総額 ( - )	21,820,118,617 円
発行済数量	8,337,350,009 口
1 単位当たり純資産額 ( / )	2.6172 円

(ご参考：親投資信託の現況)

T M A 外国株式インデックスマザーファンド

2020年10月30日 現在

種類	金額
資産総額	25,694,373,151 円
負債総額	1,007,596,111 円
純資産総額 ( - )	24,686,777,040 円
発行済数量	9,331,208,125 口
1 単位当たり純資産額 ( / )	2.6456 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 1. 名義書換

該当事項はありません。

### 2. 受益者に対する特典

特典はありません。

### 3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

### 4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### 7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。

### 8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。



## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

2020年10月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した運用リスク管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、運用リスク管理部門担当役員を委員長としリスク管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2020年10月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	171	2,853,290
単位型公社債投資信託	2	7,179
単位型株式投資信託	7	23,966
合計	180	2,884,436

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。  
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。  
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金・預金	17,817,927	19,928,671
前払費用	208,412	207,883
未収委託者報酬	1,954,575	2,864,007
未収収益	1,951,601	2,126,212
未収入金	1,809	101,676
その他の流動資産	21,491	22,090
流動資産計	21,955,817	25,250,541
固定資産		
有形固定資産	* 1 509,917	* 1 576,200
建物	379,427	388,342
器具備品	130,490	187,858
無形固定資産	53,138	5,385
電話加入権	3,795	3,795
ソフトウェア仮勘定	49,343	1,590
投資その他の資産	2,769,418	2,987,389
投資有価証券	43,201	65,610
関係会社株式	1,673,049	1,673,049
その他の関係会社有価証券	31,200	31,200
長期前払費用	28,546	32,906
敷金	450,632	450,632
その他長期差入保証金	10,030	10,030
繰延税金資産	532,758	723,961
固定資産計	3,332,475	3,568,975
資産合計	25,288,293	28,819,517
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	2,534,676	2,555,940
未払手数料	872,217	1,315,027
その他未払金	1,662,458	1,240,912
未払費用	455,110	544,639
未払消費税等	73,427	367,506
未払法人税等	698,000	1,347,000
預り金	54,312	43,576
前受収益	3,353	3,128
賞与引当金	313,291	244,679
流動負債計	4,132,173	5,106,470
固定負債		
退職給付引当金	378,099	750,413
固定負債計	378,099	750,413
負債合計	4,510,272	5,856,883
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	400,000	400,000
その他資本剰余金	400,000	400,000
利益剰余金	18,375,924	20,565,811
利益準備金	500,000	500,000
その他利益剰余金	17,875,924	20,065,811
特別償却準備金	16	0
繰越利益剰余金	17,875,907	20,065,811
評価・換算差額等	2,096	3,177

その他有価証券評価差額金	2,096	3,177
純資産合計	20,778,021	22,962,634
負債・純資産合計	25,288,293	28,819,517

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	12,725,446	16,536,369
運用受託報酬	9,897,931	9,077,029
投資助言報酬	69,049	60,786
その他営業収益	328,576	412,354
営業収益計	23,021,003	26,086,540
営業費用		
支払手数料	5,892,133	7,818,291
広告宣伝費	212,070	254,153
調査費	5,956,517	5,425,141
調査費	3,009,203	2,525,312
委託調査費	2,947,314	2,899,828
委託計算費	119,436	122,584
営業雑経費	238,392	285,550
通信費	32,765	35,052
印刷費	167,851	205,117
協会費	20,903	24,696
諸会費	8,374	12,157
図書費	8,498	8,525
営業費用計	12,418,551	13,905,720
一般管理費		
給料	3,450,052	3,509,999
役員報酬	117,075	112,566
給料・手当	2,360,494	2,541,727
賞与	972,483	855,706
交際費	19,897	17,797
寄付金	131	5,833
旅費交通費	200,290	174,094
租税公課	139,043	164,117
不動産賃借料	377,671	375,694
退職給付費用	113,433	466,387
賞与引当金繰入	313,291	244,679
固定資産減価償却費	106,175	118,517
法定福利費	567,366	580,893
福利厚生費	10,913	9,971
諸経費	480,371	482,967
一般管理費計	5,778,637	6,150,953
営業利益	4,823,815	6,029,866
営業外収益		
受取利息	421	434
受取配当金	* 1 5,041	* 1 4,704
匿名組合投資利益	* 1 59,798	* 1 39,334
雑益	16,161	10,094
営業外収益計	81,422	54,568
営業外費用		
為替差損	33,574	15,577
雑損	2,395	5,174
営業外費用計	35,970	20,752
経常利益	4,869,267	6,063,682
特別損失		

器具備品除却損	0	545
特別損失計	0	545
税引前当期純利益	4,869,267	6,063,137
法人税、住民税及び事業税	1,551,497	2,044,481
法人税等調整額	45,612	188,875
法人税等合計	1,505,884	1,855,605
当期純利益	3,363,382	4,207,531

**(3) 【株主資本等変動計算書】**

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	
				特別償却準備金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	38	16,414,098
当期変動額						
剰余金の配当						1,901,595
特別償却準備金の取崩					21	21
当期純利益						3,363,382
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	21	1,461,809
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	16	17,875,907

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	16,914,136	19,314,136	2,577	2,577	19,316,713
当期変動額					
剰余金の配当	1,901,595	1,901,595			1,901,595
特別償却準備金の取崩	-	-			-
当期純利益	3,363,382	3,363,382			3,363,382
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			480	480	480
当期変動額合計	1,461,787	1,461,787	480	480	1,461,307
当期末残高	18,375,924	20,775,924	2,096	2,096	20,778,021

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金	
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	16	17,875,907
当期変動額						
剰余金の配当						2,017,644
特別償却準備金の取崩					16	16
当期純利益						4,207,531
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	16	2,189,903
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	0	20,065,811

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	18,375,924	20,775,924	2,096	2,096	20,778,021
当期変動額					
剰余金の配当	2,017,644	2,017,644			2,017,644
特別償却準備金の取崩	-	-			-
当期純利益	4,207,531	4,207,531			4,207,531
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			5,273	5,273	5,273
当期変動額合計	2,189,887	2,189,887	5,273	5,273	2,184,613
当期末残高	20,565,811	22,965,811	3,177	3,177	22,962,634

## 注記事項

## 重要な会計方針

第35期 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券	移動平均法による原価法
(2) その他有価証券	時価のあるもの
	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
	時価を把握することが極めて困難と認められるもの
	移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	
	有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

##### 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

### 4. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (未適用の会計基準等)

##### 第35期

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

#### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

#### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

#### (追加情報)

##### 第35期

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

#### (退職給付債務の計算方法の変更)

当社は、退職給付債務の計算方法について、従来まで期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法によっておりましたが、従業員数の増加に伴い当事業年度より原則的な方法に変更しております。この変更に伴い、当事業年度末における退職給付引当金が319,413千円増加し、同額を退職給付費用として一般管理費に計上しております。

## (貸借対照表関係)

第34期 2019年3月31日現在	第35期 2020年3月31日現在
* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 81,793千円	建物 114,303千円
器具備品 498,485千円	器具備品 364,003千円
リース資産 3,918千円	

## (損益計算書関係)

第34期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	第35期 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。	* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。
関係会社からの受取配当金 4,800千円	関係会社からの受取配当金 2,400千円
関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配 59,798千円	関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配 39,334千円

## (株主資本等変動計算書関係)

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	2018年4月1日 現在	増加	減少	2019年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

2018年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

## ・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	1,901,595千円
(ロ) 1株当たり配当額	49,650円
(ハ) 基準日	2018年3月31日
(ニ) 効力発生日	2018年6月29日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

## ・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	2,017,644千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	52,680円
(二) 基準日	2019年3月31日
(ホ) 効力発生日	2019年6月28日

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	2019年4月1日 現在	増加	減少	2020年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300



## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

2019年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

## ・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	2,017,644千円
(ロ) 1株当たり配当額	52,680円
(ハ) 基準日	2019年3月31日
(ニ) 効力発生日	2019年6月28日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年6月26日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

## ・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	2,403,708千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	62,760円
(ニ) 基準日	2020年3月31日
(ホ) 効力発生日	2020年6月26日

## (リース取引関係)

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

## 1. リース資産の内容

事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用していましたが、当事業年度においてリース契約が満了しております。

## 2. リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リースに係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

第34期	第35期
自 2018年4月1日	自 2019年4月1日
至 2019年3月31日	至 2020年3月31日

<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p>
<p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。</p> <p>営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。</p>	<p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p>
<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。</p> <p>市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。</p> <p>投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。</p> <p>流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。</p>	<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>信用リスク 同左</p> <p>市場リスク 同左</p> <p>流動性リスク 同左</p>

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

第34期（2019年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1)現金・預金	17,817,927	17,817,927	-
(2)未収委託者報酬	1,954,575	1,954,575	-
(3)未収収益	1,951,601	1,951,601	-
(4)未収入金	1,809	1,809	-
(5)投資有価証券 其他有価証券	43,201	43,201	-
(6)預り金	(54,312)	(54,312)	-
(7)未払金	(2,534,676)	(2,534,676)	-
(8)未払費用	(455,110)	(455,110)	-
(9)未払消費税等	(73,427)	(73,427)	-
(10)未払法人税等	(698,000)	(698,000)	-

（\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

第35期（2020年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(＊)	時価(＊)	差額
(1)現金・預金	19,928,671	19,928,671	-
(2)未収委託者報酬	2,864,007	2,864,007	-
(3)未収収益	2,126,212	2,126,212	-
(4)未収入金	101,676	101,676	-
(5)投資有価証券 其他有価証券	65,610	65,610	-
(6)預り金	(43,576)	(43,576)	-
(7)未払金	(2,555,940)	(2,555,940)	-
(8)未払費用	(544,639)	(544,639)	-
(9)未払消費税等	(367,506)	(367,506)	-
(10)未払法人税等	(1,347,000)	(1,347,000)	-

(＊)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第34期 2019年3月31日現在	第35期 2020年3月31日現在
(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払消費税等及び(10) 未払法人税等  これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払消費税等及び(10) 未払法人税等  同左
(5) 投資有価証券 時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(5) 投資有価証券 同左

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

第34期 2019年3月31日現在		第35期 2020年3月31日現在	
以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。		以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。	
(単位：千円)		(単位：千円)	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額
子会社株式	1,640,302	子会社株式	1,640,302
関連会社株式	32,747	関連会社株式	32,747
その他の関係会社 有価証券	31,200	その他の関係会社 有価証券	31,200
敷金	450,632	敷金	450,632
その他長期差入保証金	10,030	その他長期差入保証金	10,030

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第34期 2019年3月31日現在	第35期 2020年3月31日現在
該当事項はありません。	同左

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額  
第34期(2019年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	17,817,465	-	-	-
未収委託者報酬	1,954,575	-	-	-
未収収益	1,951,601	-	-	-
未収入金	1,809	-	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの	8,308	13,426	5,810	-
合計	21,733,759	13,426	5,810	-

第35期(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	19,928,370	-	-	-
未収委託者報酬	2,864,007	-	-	-
未収収益	2,126,212	-	-	-
未収入金	101,676	-	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの	2,247	21,678	22,121	-
合計	25,022,515	21,678	22,121	-

(有価証券関係)

第34期 2019年3月31日現在	第35期 2020年3月31日現在
<p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。</p>	<p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。</p>
<p>2. 其他有価証券</p> <p>(単位:千円)</p>	<p>2. 其他有価証券</p> <p>(単位:千円)</p>

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの 証券投資 信託	27,344	22,052	5,292	貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの 証券投資 信託	32,071	27,816	4,254
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの 証券投資 信託	15,856	18,126	2,269	貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの 証券投資 信託	33,538	42,372	8,834
合計	43,201	40,179	3,022	合計	65,610	70,189	4,579

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券  
該当事項はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券  
同左

## (退職給付関係)

第34期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	
1. 採用している退職給付制度の概要	<p>当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。</p> <p>なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p>
2. 確定給付制度	

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	386,552千円
退職給付費用	38,082千円
退職給付の支払額	37,318千円
確定拠出年金制度への移管額	9,217千円
退職給付引当金の期末残高	378,099千円

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	378,099千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	378,099千円
退職給付引当金	378,099千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	378,099千円

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	28,865千円
----------------	----------

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、62,736千円であります。

## 第35期

自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

当社は当事業年度より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	378,099千円
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	319,413千円
勤務費用	70,137千円
利息費用	1,378千円
数理計算上の差異の発生額	11,130千円
退職給付の支払額	9,404千円
確定拠出年金制度への移管額	9,212千円
<b>退職給付債務の期末残高</b>	<b>739,283千円</b>

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	739,283千円
未積立退職給付債務	739,283千円
未認識数理計算上の差異	11,130千円
<b>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</b>	<b>750,413千円</b>
退職給付引当金	750,413千円
<b>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</b>	<b>750,413千円</b>

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	70,137千円
利息費用	1,378千円
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	319,413千円
その他	9,272千円
<b>確定給付制度に係る退職給付費用</b>	<b>400,202千円</b>

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

割引率	0.4%
-----	------

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、66,184千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金	115,773千円	229,776千円
未払金	3,921千円	3,802千円
賞与引当金	95,929千円	74,920千円
未払法定福利費	10,904千円	9,935千円
未払事業所税	3,587千円	3,672千円
未払事業税	40,339千円	70,737千円
未払調査費	83,845千円	82,822千円

減価償却超過額	98,061千円	124,870千円
繰延資産超過額	1,733千円	3,293千円
未払確定拠出年金	1,664千円	1,666千円
未収実績連動報酬	3,881千円	21,260千円
過大確定拠出年金掛金	19千円	-
その他有価証券評価差額金	-	1,402千円
未払費用	74,029千円	95,799千円
繰延税金資産小計	533,691千円	723,961千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	533,691千円	723,961千円
繰延税金負債		
特別償却準備金	7千円	0千円
その他有価証券評価差額金	925千円	-
繰延税金負債合計	932千円	0千円
繰延税金資産の純額	532,758千円	723,961千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

(セグメント情報等)

第34期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	第35期 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
<p>[セグメント情報]</p> <p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。</p> <p>当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p>	<p>[セグメント情報]</p> <p>同左</p>



[関連情報]	[関連情報]						
<p>1. 製品及びサービスごとの情報 単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）</p> <p>(2) 委託者報酬 3,641,416千円</p> <p>(3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント</p>	<p>1. 製品及びサービスごとの情報 同左</p> <p>2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日本</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23,387,535</td> <td>2,699,004</td> <td>26,086,540</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。</p> <p>(2) 有形固定資産 同左</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）</p> <p>(2) 委託者報酬 5,339,902千円</p> <p>(3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント</p>	日本	その他	合計	23,387,535	2,699,004	26,086,540
日本	その他	合計					
23,387,535	2,699,004	26,086,540					

## (関連当事者情報)

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等  
重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等  
重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
重要な取引はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

- (1) 親会社情報  
東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報  
重要な関連会社はありません。

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等  
重要な取引はありません。

- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等  
重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
重要な取引はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

- (1) 親会社情報  
東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報  
重要な関連会社はありません。

### （1株当たり情報）

第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1株当たり純資産額	542,507円07銭
1株当たり当期純利益金額	87,816円78銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	20,778,021千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	20,778,021千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	3,363,382千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益金額	3,363,382千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株
第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1株当たり純資産額	599,546円59銭
1株当たり当期純利益金額	109,857円21銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	22,962,634千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	22,962,634千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	4,207,531千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益金額	4,207,531千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

中間財務諸表  
中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (2020年9月30日現在)		
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金・預金		18,848,643
前払費用		152,063
未収委託者報酬		2,858,500
未収収益		2,709,132
未収入金		5,015
その他の流動資産		17,598
流動資産計		24,590,953
固定資産		
有形固定資産	* 1	547,334
建物		371,449
器具備品		175,884
無形固定資産		54,881
電話加入権		3,795
ソフトウェア		21,589
ソフトウェア仮勘定		29,496
投資その他の資産		3,153,636
投資有価証券		49,680
関係会社株式		1,673,049
その他の関係会社有価証券		31,200
長期前払費用		33,996
敷金		450,632
その他長期差入保証金		10,030
繰延税金資産		905,047
固定資産計		3,755,852
資産合計		28,346,806
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金		2,507,564
未払手数料		1,304,670
その他未払金		1,202,894
未払費用		462,478
未払消費税等	* 2	280,896
未払法人税等		1,169,000
預り金		56,644
前受収益		13,316
賞与引当金		532,488
流動負債計		5,022,389
固定負債		
退職給付引当金		775,259
固定負債計		775,259
負債合計		5,797,649
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		400,000

その他資本剰余金	400,000
利益剰余金	20,144,840
利益準備金	500,000
その他利益剰余金	19,644,840
特別償却準備金	0
繰越利益剰余金	19,644,839
評価・換算差額等	4,317
その他有価証券評価差額金	4,317
純資産合計	22,549,157
負債・純資産合計	28,346,806

## 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2020年4月1日	
至 2020年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	8,917,288
運用受託報酬	4,351,288
投資助言報酬	29,229
その他営業収益	222,107
営業収益計	13,519,914
営業費用	
支払手数料	4,204,222
広告宣伝費	114,133
調査費	3,042,718
調査費	1,360,491
委託調査費	1,682,226
委託計算費	57,123
営業雑経費	149,418
通信費	22,931
印刷費	97,075
協会費	14,950
諸会費	7,077
図書費	7,382
営業費用計	7,567,615
一般管理費	
給料	1,575,919
役員報酬	66,864
給料・手当	1,381,721
賞与	127,334
交際費	2,362
寄付金	3,049
旅費交通費	5,425
租税公課	81,795
不動産賃借料	187,845
退職給付費用	77,323
賞与引当金繰入	532,488
固定資産減価償却費	* 1 63,772
法定福利費	306,886
福利厚生費	8,159
諸経費	203,566
一般管理費計	3,048,597

営業利益	2,903,701
営業外収益	
受取利息	70
受取配当金	3,601
雑益	5,572
営業外収益計	9,244
営業外費用	
為替差損	12,425
雑損	5,117
営業外費用計	17,542
経常利益	2,895,403
特別損失	
器具備品除却損	0
特別損失計	0
税引前中間純利益	2,895,403
法人税、住民税及び事業税	1,097,060
法人税等調整額	184,393
法人税等合計	912,667
中間純利益	1,982,736

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金	
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	0	20,065,811
当中間期変動額						
剰余金の配当						2,403,708
特別償却準備金の取崩					0	0
中間純利益						1,982,736
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	-	-	-	-	0	420,971
当中間期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	0	19,644,839

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	20,565,811	22,965,811	3,177	3,177	22,962,634
当中間期変動額					
剰余金の配当	2,403,708	2,403,708			2,403,708
特別償却準備金の取崩	0	0			0
中間純利益	1,982,736	1,982,736			1,982,736

株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			7,494	7,494	7,494
当中間期変動額合計	420,971	420,971	7,494	7,494	413,477
当中間期末残高	20,144,840	22,544,840	4,317	4,317	22,549,157

## 注記事項

## 重要な会計方針

当中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券	移動平均法による原価法
(2) その他有価証券	時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価を把握することが極めて困難と認められるもの 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	
(1) 有形固定資産	定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。
(2) 無形固定資産	定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次のとおりであります。 ソフトウェア(自社利用分) 5年
3. 引当金の計上基準	
(1) 賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
(2) 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理しております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
4. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

		当中間会計期間 (2020年9月30日現在)	
1 有形固定資産の 減価償却累計額	建物	131,195千円	
	器具備品	406,733千円	
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。		

## (中間損益計算書関係)

		当中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	
1 減価償却実施額	有形固定資産	62,734千円	
	無形固定資産	1,037千円	

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間 増加 (株)	当中間会計期間 減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	38,300	-	-	38,300
2. 配当に関する事項				
配当金支払額				
2020年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。				
・普通株式の配当に関する事項				
(イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・2,403,708千円				
(ロ) 1株当たり配当額・・・・・・・・・・62,760円				
(ハ) 基準日・・・・・・・・・・2020年3月31日				
(ニ) 効力発生日・・・・・・・・・・2020年6月26日				

## (金融商品関係)

当中間会計期間(2020年9月30日現在)

## 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日現在における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	18,848,643	18,848,643	-
(2)未収委託者報酬	2,858,500	2,858,500	-
(3)未収収益	2,709,132	2,709,132	-
(4)未収入金	5,015	5,015	-
(5)投資有価証券 その他有価証券	49,680	49,680	-
(6)預り金	(56,644)	(56,644)	-
(7)未払金	(2,507,564)	(2,507,564)	-
(8)未払費用	(462,478)	(462,478)	-
(9)未払消費税等	(280,896)	(280,896)	-
(10)未払法人税等	(1,169,000)	(1,169,000)	-

(\*)負債で計上されているものについては、( )で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項



- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、  
(8) 未払費用、(9) 未払消費税等並びに(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2) 子会社株式(中間貸借対照表計上額 1,640,302千円)及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 32,747千円)及びその他の関係会社有価証券(中間貸借対照表計上額 31,200千円)及び敷金(中間貸借対照表計上額 450,632千円)並びにその他長期差入保証金(中間貸借対照表計上額 10,030千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(2020年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(中間貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	34,454	27,256	7,198
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	15,226	16,202	975
合計		49,680	43,458	6,222

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬 (単位：千円)	関連するセグメント名
東京海上・円資産バランスファンド(毎月決算型)	2,758,466	投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント

## (1株当たり情報)

当中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	
1株当たり純資産額	588,750円84銭
1株当たり中間純利益金額	51,768円57銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	22,549,157千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額	22,549,157千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数	38,300株
1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益金額	1,982,736千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益金額	1,982,736千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

- ・ 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社  
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・ 資本金の額 324,279百万円(2020年3月末日現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

#### <参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円(2020年3月末日現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額( )	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 S B I 証券	48,323百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
明治安田生命保険相互会社	980,000百万円	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
東京海上日動火災保険株式会社	101,994百万円	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

( ) 2020年3月末日現在。

明治安田生命保険相互会社の資本金の額の箇所には基金および基金償却積立金の合計額を記載していません。

### 2【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

### 3【資本関係】

資本関係はありません。

### 第3【その他】

- 1．目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、委託会社の名称、ファンドの基本的性格等を記載することがあります。
- 2．目論見書の表紙に委託会社の金融商品取引業者登録番号および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- 3．請求目論見書に当ファンドの約款を添付します。
- 4．目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
- 5．目論見書は電子媒体として使用されたり、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2020年6月1日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奈良昌彦  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**財務諸表に対する経営者及び監査役の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事

項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月3日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 久保 直毅

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・外国株式インデックスの2019年4月16日から2020年4月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上セレクション・外国株式インデックスの2020年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。



監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月3日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奈良 昌彦  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月25日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 久保 直毅

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・外国株式インデックスの2020年4月16日から2020年10月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上セレクション・外国株式インデックスの2020年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2020年4月16日から2020年10月15日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務

諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。